

平成26年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	3月 6日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 7日	金	休 会	村 内 一 円	午前 9時	・現 地 調 査
3	3月 8日	土	休 日			
4	3月 9日	日	休 日			
5	3月10日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
6	3月11日	火	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	3月12日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	3月13日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	・一 般 質 問
9	3月14日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 6 日 ( 木 )

# 平成26年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成26年3月6日

午前10時00分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第 2号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）
- 日程第10 発委第 1号 山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 発議第 1号 容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制定を求める意見書
- 日程第12 議案第 8号 山江村営一般住宅条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 山江村水道事業運営協議会設置条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 14 号 山江村給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15 号 山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 16 号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 17 号 第 5 次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定について
- 日程第 22 議案第 18 号 山江村農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 23 議案第 19 号 村道路線の廃止について
- 日程第 24 議案第 20 号 村道路線の認定について
- 日程第 25 議案第 21 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 26 年度山江村一般会計予算
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 26 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第 33 議案第 29 号 平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算
- 日程第 34 要望第 1 号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書
- 日程第 35 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 西 孝 恒 君   | 2 番 谷 口 予志之 君 |
| 3 番 中 竹 耕一郎 君 | 4 番 岩 山 正 義 君 |
| 5 番 田 原 龍太郎 君 | 6 番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7 番 原 先 利 且 君 | 8 番 松 本 佳 久 君 |
| 9 番 山 本 義 隆 君 | 10 番 欠 員      |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長	中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

議長（松本佳久君） おはようございます。

平成26年第1回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

12月13日の定例会議以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。1件だけご報告申し上げます。

3月1日には農村環境改善センターに熊本県立大学准教授の柴田祐先生を講師にお迎えし、議会主催による地域づくり講演会を開催いたしました。村民の方々にも多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。

次に、本日までに提出されました要望書等はお手元に配付しました写しのとおりでございます。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。

以上を申し上げます、議長の開会の挨拶に代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が改正されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会、6番、秋丸安弘議員。

人吉球磨広域行政組合議員（秋丸安弘君） おはようございます。

平成25年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会、議事日程、第2号につきまして報告いたします。

日時、平成25年12月25日水曜、午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室において、日程1、一般質問。日程2、組合の協同処理する事務に関する調査等特別委員会委員長報告について。日程3、委員会、閉会中の継続調査についてを12月25日に報告を受けました。

続きまして、平成26年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会、議事日程第1号について報告いたします。平成26年2月27日午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室において行われました。

日程第1、会議録署名、会期の決定、行政報告について報告がありまして、今回

日程第4、議案第1号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に及び規約の一部変更について。

議案第2号、平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算について。

議案第3号、平成25年度球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第2号)について。

日程第7、議案第4号、平成25年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)について。

議案第5号、平成26年度人吉球磨行政組合一般会計予算について。議案第6号、平成26年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算について。

議案第7号、平成26年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算について。

議案第8号、平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額について。

議案第9号、人吉球磨広域行政組合財産使用料条例の一部の改正条例の制定について。

議案第10号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例の制定について。

議案第11号、人吉球磨広域行政組合葬祭場設置及び管理に関する条例の一部改正する条例の制定について。これにつきましては、待合室の使用料の改正でございます。

議案第12号、人吉球磨広域行政組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定について。これは広域行政組合から福岡の方に派遣されることにより給与の改正でございます。

議案第13号、人吉球磨広域行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についても一緒でございます。

議案第14号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

以上、報告を終わります。

議長(松本佳久君) 次に、人吉下球磨消防組合議会、5番、田原龍太郎議員。

人吉下球磨消防組合議員(田原龍太郎君) おはようございます。報告します。平成26年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、2月28日、10時から人吉下球磨消防組合会場で開催されました。報告します。

議案第1号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

規約の一部変更について。

議案第 2 号、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 3 号、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 4 号、人吉下球磨消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

議案第 5 号、人吉下球磨消防組合職員定例条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 号、平成 25 年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について。歳入歳出それぞれ 2 億 3 3 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、1 5 億 3, 6 4 6 万 8, 0 0 0 円とする。

議案第 7 号、平成 26 年度人吉下球磨消防組合一般会計予算について。歳入歳出それぞれ 9 億 7 2 万 2, 0 0 0 円と定める。

以上、全議案可決されました。報告終わります。

議長（松本佳久君） 以上で一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。

本日、平成 26 年 3 月議会定例会の招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用の中、ご出席を賜り、ここに開会できますこと心からお礼申し上げます。また、議長には発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。

行政課題につきましては、議会の全員協議会で報告させていただいておりますので、諸般報告と合わせてお手元の資料にて報告に代えさせていただきます。

まず、平成 26 年度新年度に臨む所信の一端を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。一昨年 12 月の安倍政権交代から 1 年あまりが経過いたしました。この間、いわゆるアベノミクスの公共投資による経済対策が実施され、景気の回復に一定の効果はあったものの、地方においてはその効果というものはなかなか現れてこないのが現状であります。4 月から実施されます消費税の引き上げが住民生活にどのように及ぼすか、その影響は不透明となっております。

一方で、2020 年に日本で 2 回目となる夏のオリンピックの開催が決定されるといった明るい話題もあります。今年日本中に感動を与えました、ロシア・ソチで開催されました冬季オリンピックにおいては、フィギュアスケートの羽生選手の金

メダルをはじめ日本の選手たちが活躍してくれました。山江村の子どもたちにぜひ頑張ってもらい、将来村内からオリンピック選手が誕生することを期待しているところであります。

特に1月2月と開催されました、郡市対抗熊日駅伝大会には山江中3年の新山舞選手と球磨工業高校2年の吉田大選手が出場し、見事な成績の力走を見せてくれました。大いに今後の活躍を期待しているところであります。

さて、私は平成22年8月村長に就任以来、住民の皆様の幸せと村政の発展を願い誠心誠意取り組んでまいりました。財政の安定化、スリム化に取り組み、財政調整基金残高経常収支比率、実質公債費比率など財政健全を判断する指標は極めて良好であります。

一方で住民生活に密接に関連する事項については、選択と集中とによって無駄な事業を見直し、限られた財源を有効に使い、質の高い安定した村政運営を進めてまいりました。これは住民の皆様の声は何よりも大事と考え、住民目線、現場主義を心がけ考えているからであります。

村の体力は人口という言葉がありますように、一定の人口の定住は村としての要件をなすものであります。高齢、少子化、人口減少の進展は地域の活力、特に地域経済へ大きく影響を与えます。熊本県がこのほど平成25年10月1日現在の推計人口を発表している中で、山江村の人口は各市町村軒並み人口が減少する中、わずかですが増えています。このことは子育て支援、教育向上の取り組み、優しい福祉の推進の政策が一定の評価を得ているものと捉えているところでございます。

住民の皆様の幸せに繋がるようしっかりと将来を見据え、土地、水、緑等の自然環境、自然エネルギーなど地域資源の活用を基本としたエコな村づくりを進め、宅地分譲・住宅建設などの定住化促進策、そして住民生活に直結した足下を照らす施策の重点的な実施によって住民福祉の向上に努め、人口の増加対策に取り組んでまいりたいと考えています。

そこで、新年度の主要施策にかかる予算編成の3つの基本方針について申し上げます。まず第1に、安心な暮らしであります。これは安心安全で健やかに暮らせる住環境や介護、医療、保健など、福祉基盤への取り組みであります。村民皆様の暮らしの足下を見据え、子育て支援や教育環境、お年寄りや体の不自由な方の生きがいや健康づくり、そして道路の維持管理、防災減災対策、交通安全施設など目を配り、誰もが安心安全にして、住み慣れた地域で暮らせる環境づくりの充実と実現を図ることです。

第2に、活力の創造であります。村民の活発な交流と地域づくり、コミュニティ活動や快適な住環境の確保、立地の良さ、心地の良さをいつまでも感じられるよう

な村づくりの気運を高めるとともに、産業の基盤を安定させるための農林業の振興は何よりも欠かせないものであります。特に、栗の再生や新規農作物の奨励、6次産業化の推進、農食品関連産業の誘致など新たな農業、農村政策への取り組みは必要不可欠であります。林業振興に欠かせない多面的機能の保持と雇用の場の確保。森林育成にかかる環境と共生した山づくり。建設、商工業等地元に着した地場産業の育成など、厳しい環境のなか地域資源を活かした創造の展開を図ることです。

第3に未来への希望であります。計画行政の推進、健全財政の堅持を基本姿勢としながら、財産である自然、資源、人を基調に20年30年40年後に、こんなことをしてくれていてありがとうと感謝されるような施策の企画と、時代を担う子どもの育成や先人が守り育てきた伝統と歴史を引き継ぎ、それを糧としてさらに発展させ、「小を積みて大と為す」という言葉があるように基礎・地盤を固めながら、未来への夢と希望が持てる社会の実現を図ることです。

以上のような基本方針のもと、住民本位の施策を心がけ、福祉、介護、医療等の社会保障分野の経常経費、農林業振興、公共工事などの投資的経費、時代を担う子育て教育環境の充実にかかる経費などバランスに考慮し、新年度の予算の編成を行ったところであります。

その結果、平成26年度一般会計の歳入歳出予算額は28億5,000万円、5.6%対前年比、5.6%の増であります。歳入の主なものとして地方交付税が15億7,500万円、55%、国庫支出金が2億7,434万1,000円で9.6%、県支出金が2億801万9,000円で7.3%と、この3項目、いわゆる依存財源が71.9%となっております。消費税引き上げによる地方消費税交付金2,000万円を計上しておりますが、駆け込み需要、買い控えなど消費者の動向により変動するため今後の社会経済を注視する必要があると考えています。

歳出の主なものとしては、民生費が6億6,622万2,000円で23.4%、衛生費が3億7,621万4,000円で13.2%となっており、福祉部門においては36.6%を占めている状況です。今後ますます占有率が増加する傾向にあります。また、公債費において3億8,493万4,000円で13.5%と、償還のピークが今後数年間続きます。また全体として消費税引き上げに伴う物件費、工事費など各種経費の増額、社会保障の自然増、国の施策であります高循環実現のための経済対策の推進による公共事業の増があり、これについては今後国において支援策が検討されており、基礎内容がはっきりとした時点で補正での対応となる見込みであります。その間、財政調整基金の繰り入れにて対応しております。

特別会計7会計の総額の歳入歳出予算額は、13億7,330万円、対前年比

2%の増、一般特別会計の総額は42億2,330万円、4.4%の増であります。

次に、平成26年度の主な施策事業について申し上げます。総務課関連であります。再生可能エネルギー導入推進事業については、県の補助事業を活用し、昨年度に引き続き、万江地区に災害時対応の太陽光発電蓄電システムを設置するものであります。宅地分譲地基本設計事業につきましては、総合計画に基づき本村に居住を希望している人のニーズを捉え、定住人口増加対策として住民税、固定資産税などの自主財源の確保、土地の有効活用を図る宅地分譲を推進するための基本設計の作成を進めるものであります。

臨時福祉給付金交付事業については、消費税引き上げに伴い低所得者の負担緩和措置として、1万円から1万5,000円の給付を行うものであります。対象者予定として1万円給付が1,100人、5,000円加算対象者が1,000人を考えています。防火水槽補修事業については、村内における防火水槽の漏水補修工事を行うものであります。地域人づくり事業につきましては、県の補助制度を活用し、失業者の就職支援、雇用拡大プロセス、在職者に対する処遇改善などの支援を行うものであります。

産業振興課関連であります。新たな農業、農村政策が始まります。国は農地中間管理機構の創設や水田フル活用など4つの改革を掲げています。このことは農業従事者の高齢化、遊休農地、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、農業を足腰の強い産業としていくための政策、農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進していくものであります。熊本県農地集積加速化事業の導入であります。国営川辺川総合土地改良事業地区を重点地区として関係農家による営農改善組合を設立、地域営農農地集積計画を2ヶ年で作成してまいります。県南フードバレー推進の一環として、農林課所得向上のための農林産物の生産拠点づくりや乾燥加工施設の誘致を図り、農商工連携による商品のブランド化の実現を目指してまいります。新たな奨励作物、ミシマサイコ栽培農家による山江薬草部会や加工用タマネギの栽培面積の拡大に向けた農家への支援指導、山江栗の再生、そば、エゴマ等の栽培農家や面積拡大の支援も行ってまいります。

林業については、引き続き林業従事者の社会保障制度の支援を行うとともに、作業道の整備、間伐、育林などを積極的に推進し、雇用の場の確保と合わせ環境と共生した山づくりに努めてまいります。また村内商工業者からの物品購入など利用促進を図り、地場産業育成に努めてまいります。

健康福祉課関連であります。地域福祉計画、生涯福祉計画、それに子ども子育て関連、3法案の成立に伴い、子ども子育て支援の計画策定業務を進めるとともに、万江保育園改修事業につきましては、園児数の増加に伴い、認可基準を満たす

要件の一つとして園舎の改修を行うものであります。子育て世帯臨時特例給付金交付事業であります。消費税引き上げに伴い児童手当受給対象児童に1万円を支給するものであります。対象児童数は258世帯であります。小中学校フッ化物洗口事業であります。フッ化物水溶液でうがいを行い、虫歯の予防を行うものであります。病後病児保育事業であります。女性の働く場の広がりなど就労形態の変化から病児病後保育の要望、必要性の高まりに答えるべく、その対策実現に努めてまいります。また、病気の早期発見、早期治療、自分の健康は自分で守る意識を高めるため、特定健診保健指導をはじめとして各種健診、健康教育、食生活改善等の推進を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

建設課関連であります。村道10路線の道路防災対策など国庫補助を活用して、安心安全な道路の整備と通行の確保に努めてまいります。道路構造物等の保守点検であります。防災点検業務、付属物点検業務を社会資本整備事業にて行うものであります。道路の維持管理であります。除草委託、支障木伐採委託など安全のための整備と維持管理に努めるものであります。下の段橋の架け替えに向けた調査測量事業であります。国の方針により安全管理に向けた耐震、老朽化対策、重量制限、強度の面など現状の状況の調査測量を行うものであります。村営住宅北永シ切団地の分棟工事あります。耐用年数が30年を経過しましたので、用途廃止をし、一般住宅とするための払い下げの環境整備を図るものであります。

次に、教育委員会関連であります。基礎学力奨励事業については、小学3年生に共通した国語辞典を配付し、基礎学力の向上に努めてまいります。教育ICTの実践、無料村営学習塾については表現力、思考力の向上、確かな基礎学力の向上をさらに図るため継続実施してまいります。歴史民俗資料館の有効活用事業につきましては、国の箱物活用計画策定の方針もあり、現状の維持管理、利用状況から施設の有効活用を図るため、資料館1階のイベントスペースに教育委員会図書室を移設し、幼児児童書に特化した図書館とするものであります。なお、子育てサロン、育児相談など、子ども子育て支援に係る事業との連携、拠点づくりとして深めてまいります。

以上、平成26年度の主な施策事業の取り組みについて申し上げます。

今議会へ提案いたします議案は、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算、条例の制定及び一部改正など計29件であります。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（松本佳久君） これで村長の行政報告、挨拶が終わりました。

開会宣言

議長（松本佳久君） ただいまから、平成26年第1回山江村議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、7番、原先利且議員、9番、山本義隆を指名いたします。

-----

#### 日程第2 会期の決定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告を求めます。4番議員、岩山正義議員。

4番（岩山正義君） おはようございます。それでは報告いたします。

平成26年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月26日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本定例議会全般について協議をいたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6日から14日までの9日間としております。本日開会、提案理由の説明としておりますが、議案第1号から議案第7号につきましては先議することとしておりまして、提案理由の説明、質疑、討論、表決を行い、その後、残りの議案について提案理由説明を行い、散会することにしております。

7日、明日ですが、休会で、午前9時から現地調査を行うこととしております。

8日、9日は休日。10日から12日までの3日間は休会で議案審議としております。

8日目、13日は一般質問で、終了後散会としております。発言の順序は通告順で、時間については質問、答弁含めまして60分となっております。

9日目、14日に質疑、討論、表決を行い閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----  
日程第3 議案第1号 平成25年度山江村一般会計補正予算(第4号)

議長(松本佳久君) それでは、日程第3、議案第1号、平成25年度山江村一般会計補正予算(第4号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長(横谷 巡君) 議案第1号、平成25年度山江村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,290万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,542万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出でございます。

よろしく申し上げます。

-----  
日程第4 議案第2号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)

議長(松本佳久君) 次に、日程第4、議案第2号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長(横谷 巡君) 議案第2号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

平成25年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,364万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出。

-----  
日程第5 議案第3号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)

議長(松本佳久君) 次に、日程第5、議案第3号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長(横谷 巡君) 議案第3号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予

算（第3号）。

平成25年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出であります。

- - - - -

日程第6 議案第4号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
（第3号）

議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第4号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第4号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。

平成25年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出であります。

- - - - -

日程第7 議案第5号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算  
（第3号）

議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第5号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第5号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）。

平成25年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,243万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出であります。

-----  
日程第8 議案第6号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算  
(第2号)

議長(松本佳久君) 次に、日程第8、議案第6号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長(横谷 巡君) 議案第6号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)。

平成25年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,204万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出であります。

-----  
日程第9 議案第7号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算  
(第2号)

議長(松本佳久君) 次に、日程第9、議案第7号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長(横谷 巡君) 議案第7号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)。

平成25年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,707万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出であります。

議長（松本佳久君） 以上で先議依頼のありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ここで議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、暫時休憩とします。再開の時刻を11時10分といたします。

-----  
休憩 午前10時46分

再開 午前11時30分  
-----

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

再開が若干遅れましたことをお詫び申し上げます。

先議依頼のありました議案第1号から議案第7号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数3回の規定と同規則第55条、発言時間制限60分の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、質疑の回数につきましては、先に述べたとおりであります。同規則の但し書きに議長の許可を得たときはこの限りでないとありますので、同一議題についての3回以上の質疑につきましても常識の範囲内で予めこれを許可します。

日程第3、議案第1号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第4号）を議題し、質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） 1番議員、西です。一般会計補正予算（第4号）、款7土木費、目4地方道路整備事業費ということで19ページです。この地方道路整備事業費ということでありますが、減の140万円であります。これは電柱移転補償費とありますが、電柱を移転して道路を整備するところがあつたらうと思っております。その点について等ですね、また今後のそのこの予定とかありましたらお願いします。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。土木費の地方道路整備事業に

係る 2 2 番補償補填及び賠償金の減額ということでございますけれども、この道路整備事業というのは国の補助金を使った道路整備が主でありまして、今回減額しませぬ電柱移転補償につきましては、路線は村道の日向瀬小山田線の改良でございます。この道路につきましては今年度が最終でありまして、ちょうど終点側のほうに電柱がありまして、その電柱が N T T の電柱でありまして、N T T 電柱については当初予算計上の時にですね、それぞれ移転費がかかるということで、本数も主線と控えの本数ということであったものですから、その N T T 担当のほうに数を確認して予算を計上したところでございます。

工事が終わりました、精算時期にですね、当初と話よった本数と金額等が不用額が生じたということで今回 1 4 0 万円の減額になったわけでございます。

今後の補償費としての計上は、日向瀬小山田線はもう改良が終わりましたので、今から先はありませんけれども、今後改良にですね、N T T の電柱の移転があった場合には補償費等の計上が出てくるかと思えます。今のところはないということでございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 西議員。

1 番（西 孝恒君） 日向瀬小山田線の N T T 電柱ですか、はい、了解しました。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。6 番、秋丸安弘議員。

6 番（秋丸安弘君） 議案第 1 号、平成 2 5 年山江村一般会計補正予算（第 4 号）について質問いたします。

ページ数は 1 6 ページ、農業振興費と 1 7 ページの果樹振興費でありますけれども、今回鳥獣被害施設に対する減額と営農支援助成の減額、いろいろありますけれども、それと果樹振興費につきましては負担金及び交付金の方が 4 5 2 万 4 , 0 0 0 円の減額になってますけど、この詳細をよろしく説明をお願いします。

議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

産業振興課長（中山久男君） それではただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、農業振興費の鳥獣害防除施設助成金ということで、こちらのほうにつきましては県の事業等によりまして、3 戸以上の申請の農地等につきまして施設等の整備につきまして助成するわけでございますけれども、こちらのほうから年々要望的なところはしております。

今回も割当などところで額がありまして、山江村からも助成の形でその事業費の 3 5 % を組んでおりました。当初のほうも若干余分に組めたんですけれども、割当の

ほうが減額されたものですから、その分の減額になります。今後もですね、県のほうには増額いただくよう要望をさせていただき予定でございます。

また、果樹振興費の負担金補助及び交付金の延べ450万円の減でございます。この件につきまして、果樹苗木の助成のほうをご説明させていただきますと、減額の26万円ほどさせていただいております。こちらのほうにつきましては当初3,000本ほどの助成を予定しておりましたですけれども、現段階のところではまだ事業が終わっておりませんですけど、見込みのところでは2,000本程度の要望かなというところでのその差額分の減とさせていただいております。

果樹の肥料の補助金につきましては、こちらのほうも現在のところでは30件強ぐらいなんですけど、40件ほど見込みのところということで、とりあえず今回80万円の減額をさせていただきました。

果樹の改植支援補助金につきましては150万円ということになっておりますけれども、こちらの方では要望が現在のところゼロということで、150万円減額させていただきました。

それと園地整備耕作放棄地再生補助金ということですけど、こちらのほうにつきましても現在のところ1件の30アール程度のごとでございます。今後以降要望がないかなということでの減額させていただきました。

これを合わせまして450万円ほど減額を計上させていただきました。以上でございます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 転作関係ですけども、これは今でも要望される方は大変多いと思います。減額せずに要望される方のところに回していただければ幸いですけれども。

それと、この果樹肥料補助金につきましては、大変、最高限度額が5,000円ありますし、大変使いにくいと言いますか、生産者の方も1万円の肥料使って5,000円もらうか、10万円分肥料使って5,000円もらうか、その問題もありますので、やっぱりこういうのはまちっと考えて、考えてと言いますか、まちっと生産者の生産量、農協等の出荷量に合わせた対応をしてもらえばと思いますけれども、その点につきましてはどういう考えをお持ちですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。秋丸議員の指摘のように、役場の方の担当で積み上げた視点と、実際現場でされる方、このちょっと、現状の把握等がちょっとずれていると言えずれているんですけど、今ご指摘のようにせっかく予算をあげて果樹なんかを、主に栗ですよね。でも、こうして減額をしなければならないと

ということですから、やはりそのところの有効に使っていただく組み立て、これはご指摘のように今後していかなければならないというふうに思っております。

山江は栗という特産がある中で、担い手もないし、もうお年寄りが多いから、どうにか耕作放棄地あたりを改植とか、苗木代補助して、また復活できればという強い思いがあつとですけども、しかし現状をよく、現場を見ないで予算をしまつても、こういうように有効できませんから、ご指摘のことを真摯に受けとめて、きちんとした今度は有効な活用ができるようにしていきたいと思えます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 今の村長の説明でわかりますけれど、もう少し村民のための有効に活用できるような施策をとっていただきたいと思えます。以上、終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 議案第1号につきまして、3点だけをお尋ねをしたいと思います。

まず第1点目ですけども、ページは6ページです。地方交付税の歳入の補正が119万円上がりまして16億4,823万8,000円になっておりますが、最終的な数字なのか、また最終的であればですね、普通交付税がいくら、特別交付税がいくらなのか、その内訳を教えてください。

それからもう1点はですね。雑入で県の市町村振興協会交付金がありますが、この交付金の使用については、今回は教育費関係で使われていますが、前は温泉センターで使った経緯もあると思えますが、この使い方について何か指定があるのかどうかですね。

それからもう1点は、11ページのまるおか号の運行補助金ですが、129万円減額されておりますが、現況の利用の概要で結構です。それから最終的にいくらぐらいの補助金になるのかですね。それだけ3点だけをお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまの中竹議員のご質問にお答えいたします。

まず6ページでございます。地方交付税の119万円の追加ということでございますけれども、地方交付税につきましては当初に予算を計上しておりますが、当初の調整率というのがございまして、その調整率が119万円、これを当初から組む際、入れておりませんでした。今回の交付決定によりまして119万円追加交付ということが決まりましたので、今回追加したものでございます。最終的な交付決定額につきましては、普通交付税が15億7,204万8,000円、特別交付税が7,500万円の合計のここにございまして16億4,823万8,000円

となるものでございます。

次に2番目の質問、熊本県市町村振興協会市町村交付金ということで301万9,000円計上しております。この振興協会の事業につきましては地方財政法第32条に規定する事業でございます、その中には総務省令で定める事業というようなことで10項目ございます。今回の計上分につきましては、国際交流その他の地域の国際化の推進に関する事業という項目がございまして、その事業によりましてALTの人件費分に充てているところでございます。温泉、ほたるの先般充当しましたけれども、これにつきましては地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大、その他の地域経済の活性化に係る事業というようなことで充当、当てはまりますので充当したところでございます。

最後に、まるおか号についての減額のご質問でございますけれども、129万円減額をしたとございますが、まるおか号につきましては当初から利用者がですね、当初は増えたんですが、若干減少気味というようなことでございます。当初計上する際はですね、720万円計上しておりましたけれども、現在月平均、これは2月末時点ですが、62万9,000円程度でございまして、利用者数平均の485名ということで月平均45万円程度になっておりまして、当初予定しておりました金額よりも減少しているというようなことで今回、3月分はまだはっきり決定しておりませんが、3月分を見込んだところで129万円を減額させていただいたところでございます。

以上です。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） まるおか号の最終は、だいたいどれくらいを見込まれておりますか。補助金は、月々48万5,000円が平均だということですが、最終的には600万円ぐらいですかね。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。当初の予算からこの予算を引きますと、だいたい590万円程度ということで見込んで今回補正をしたところでございます。

3番（中竹耕一郎君） 終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義議員。

4番（岩山正義君） それでは1点だけお尋ねいたします。

12ページの財政調整基金ですが、ほかにも基金の積立ということで出てきますが、ここの欄でお尋ねいたしたいと思います。財政調整基金利子積立ということで3,676万8,000円、減債基金利子積立ということで1,322万3,000円

あがっております。これがですね、当初予算では私の勘違いがちょっとわかりませんが、財政調整のほうは637万7,000円、減債基金積立のほうは226万7,000円ということで、これは相当開きがありますけど、これはほかの積立も全部こういった開きがありますのでですね、こういった当初の予算のですね、計算方法とかこういったことでこういった金額になっているのか、私の勘違いだったら申し訳ありませんですけど、お願いいたします。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

財政調整基金等はですね、当初予算を計上する際に前年度の残高から利子、予想される利子の額を計上いたします。ただ今回この補正額が大きかったのはですね、国債の運用によります利子が相当付きました。約9,888万円程度付いたということで、予想よりもその国債の運用によりまして利息が大きくなったということで今回補正で計上させていただきました。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい、わかりました。そういうことだったらですね、そういったことを利用しながらですね、基金、どちらにしても基金の方にですね、上がってきますのでですね、大変結構なことだと思っております。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第1号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました

- - - - -

議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第2号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第2号、平成25年度山江村特別会計国民健康保健事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました

-----

議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第3号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第3号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました

-----

議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第4号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第4号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決

定しました

-----  
議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第5号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第5号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました

-----  
議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第6号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第6号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました

-----  
議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第7号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、議案第7号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました

- - - - -

議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時間を13時30分とします。

- - - - -

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時31分

- - - - -

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

- - - - -

日程第10 発委第1号 山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第10、発委第1号、山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。5番、田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） 発議第1号、平成26年3月6日、山江村議会議長、松本佳久様、提出者、総務常任委員会委員長、田原龍太郎。

山江村の議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び山江村議会会議規則第13条の既定により提出します。

提出の理由、議員報酬等の支給に関し、条例の一部を改正する必要があるので提案するものである。

2ページを、条例を付けております。山江村議会議員の議員報酬等に関する条例

の一部を改正する条例。

山江村議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第19号）の一部を次のとおり改正するものとする。

第3条中に次の2項を加える。2、議長等がその職場を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

3、前項の規定により議員報酬の支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき。また月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬等の額はその月の減日数を基礎として日割りによって計算する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

3ページ目に、新旧対照表を記入しております。以上です。

- - - - -

日程第11 発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制度を求める意見書

議長（松本佳久君） 次に、日程第11、発議第1号、容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制度を求める意見書を議題とし、提出者の説明を求めます。6番、秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 発議第1号、平成26年3月6日、山江村議会議長、松本佳久様、発議者、秋丸安弘、賛成者、谷口予志之。

容器リサイクル法を改正し発生抑制と再使用促進するための法律を制定する意見書。

上記の提案を別紙のとおり会議規則第13条の既定により提出いたします。

提案理由、現行の容器包装リサイクル法では家庭から出されるごみの総排出量の減量は不十分であることから、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するため、法律の制定を求めるための提出でございます。

以上、報告を終わります。

- - - - -

日程第12 議案第8号 山江村営一般住宅条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第8号、山江村一般住宅条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第8号、山江村営一般住宅条例の制定について。

山江村営一般住宅条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出であります。

提案理由、公営住宅の用途廃止手続きに伴い、公営住宅法に基づく住宅以外の住宅となるため条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

開けていただきまして、住宅条例でございますが、村営住宅北永シ切団地の払い下げを進めるうえにおいて、築後30年経過したものを用途廃止し、一般住宅とするものであります。

附則、この条例は公営住宅法第44条第3項の規定により、公営住宅を用途廃止した日から施行するものでございます。

議長（松本佳久君） 私の発言を一部訂正します。私は議案第8号、山江村一般住宅条例と申しましたが、正しくは議案第8号、山江村営一般住宅条例でございます。失礼しました。

- - - - -

日程第13 議案第9号 山江村水道事業運営協議会設置条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第9号、山江村水道事業運営協議会設置条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第9号、山江村水道事業運営協議会設置条例の制定について。

山江村水道事業運営協議会設置条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき水道事業の円滑な運営を図るため、条例を制定する必要があるので提案するものでございます。

開けていただきまして、設置条例ですけれども、水道事業は簡易水道、上水道に区別されますが、本村の簡易水道を整備する際、国庫補助事業の関係で簡易水道事業としています。本来、給水については水道事業が一般的であることから現在に適合した内容とするため本条例を制定するものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第14 議案第10号 山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第10号、山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第10号、山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について。

山江村太陽光発電設備維持管理基金条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、熊本県市町村等再生可能エネルギー導入推進事業を活

用して設置する災害対応型太陽光発電設備については、余剰電力の買電収入を基金化し、設備の維持管理及び更新に必要な費用に充てるため、条例を制定する必要があるので提案するものでございます。

開けていただきまして、この条例でございますが、災害が万が一発生した場合の避難所として山江村体育館に太陽光発電自然エネルギーを導入し、避難生活の最低限必要となる電力を蓄電するものであります。その充電した電力を買電し、得た収入を維持管理に必要な経費の基金に積立るものであります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第15 議案第11号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第11号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第11号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出でございます。

提案理由でございますが、労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

開けていただきますと、条例でございますが、1時間当たりの時間外勤務手当は地方公務員は根拠法がありません。本来、労働基準法を適用するのが本来の目的であります。今回、県に準じて改正をするものでございます。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第16 議案第12号 山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第12号、山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第12号、山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する者とする。本日提出であります。

提案理由であります。消防組織法の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

開けていただきまして、改正する条例でございますが、山江村消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第15条第1項」を「第18条第1項」に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第17 議案第13号 山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第13号、山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第13号、山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による社会教育法の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

開けていただきますと、条例の中身は社会教育委員の構成員の中に家庭教育の向上に資する活動を行う者を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第18 議案第14号 山江村給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第18、議案第14号、山江村給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第14号、山江村給水条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村給水条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、平成26年4月からの消費税増税を含め、健全な水道事業運営のため条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

開けていただきまして、表がありますが、この中で、消費税増税に伴いまして超過料金、超過料金を1立方メートル当たり100円から130円に改定するものでございます。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行する。ただし第23条の改正規定は平成26年5月期徴収分から適用し、同年4月期徴収以前の分については、なお従前の例によるものでございます。

-----

日程第19 議案第15号 山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第15号、山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第15号、山江村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、平成26年4月からの消費税増税を含め健全な農業集落排水事業運営のため条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

開けていただきまして、改正の内容ですけれども、使用料の世帯員割、一般家庭用を「510円から560円」に、業務用を「310円から360円」に改定するものであります。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、平成26年5月期徴収分から適用し、同年4月期徴収前の分については、なお従前の例によるものでございます。

-----

日程第20 議案第16号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第16号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第16号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を

別案のとおり制定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、山江村ケーブルテレビインターネットの加入促進を図るため条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

開けていただきますと、条例の改正でございますが、このことにつきましては無線LAN・ルーターを導入することによりまして、有線でできない機器を無線で接続可能にし、インターネット加入世帯1世帯につき1台のみ月額100円にてリースし、加入促進を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

-----  
日程第21 議案第17号 第5次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第17号、第5次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第17号、第5次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定について。

第5次山江村総合振興計画（後期基本計画）を別案のとおり策定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、本計画の策定については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を得る必要があるので提案するものでございます。

今回の後期基本計画は、平成26年から平成30年までの5年間の計画であります。別紙に山江村総合振興計画審議会の答申がありますように、審議会に諮問し、審議を得て答申をいただきました。このことに基づいて策定するものでございます。

-----  
日程第22 議案第18号 山江村農業振興地域整備計画の変更について

議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第18号、山江村農業振興地域整備計画の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第18号、山江農業振興地域整備計画の変更について。

山江農業振興地域整備計画を別案のとおり変更するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、本計画の変更については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を得

る必要があるので提案するものでございます。

本村は、地籍調査が終わりました。この地籍調査の完了に伴い、農業振興地域の見直しを行ったものであります。農用地面積605ヘクタールのうち農用地区域を473.6ヘクタールとしたものでございます。

-----  
日程第23 議案第19号 村道路線の廃止について

議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第19号、村道路線の廃止についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第19号、村道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、次の村道路線を廃止するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要があるので提案するものでございます。

開けていただきまして、廃止路線を載せていますが、道路改良に伴い村道上の段線と側道3号線を廃止するものであります。

-----  
日程第24 議案第20号 村道路線の認定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第20号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第20号、村道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を村道に認定するものとする。本日提出であります。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があるので提案するものでございます。

廃止をいたしました路線、道路改良に伴いまして村道上の段線と側道3号線、これの認定区間、延長、幅員等を定め、新たに村道として認定するものでございます。

-----  
日程第25 議案第21号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議案第21号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第21号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成26年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から高遊原南消防組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。本日提出であります。

提案理由でございますが、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

開けていただきまして、変更する規約でございますが、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するという事で、高遊原南消防組合が平成26年3月31日をもって解散、脱退するため規約の一部を変更するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

-----  
日程第26 議案第22号 平成26年度山江村一般会計予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第22号、平成26年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第22号、平成26年度山江村一般会計予算。

平成26年度山江村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億5,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利子及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

本日提出であります。

-----  
日程第 27 議案第 23 号 平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 27、議案第 23 号、平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第 23 号、平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算。

平成 26 年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 2,000 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出でございます。

-----  
日程第 28 議案第 24 号 平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 28、議案第 24 号、平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第 24 号、平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業予算。

平成 26 年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 5,600 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1,000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項但し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した給料、職印手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。本日提出であります。

-----  
日程第 29 議案第 25 号 平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 29、議案第 25 号、平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第 25 号、平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算。

平成 26 年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 5,000 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1,000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項但し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した給料、職員当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出であります。

-----  
日程第 30 議案第 26 号 平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 30、議案第 26 号、平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第 26 号、平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業予算。

平成 26 年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 7,000 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。本日提出であります。

- - - - -

日程第31 議案第27号 平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算  
議長(松本佳久君) 次に、日程第31、議案第27号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。  
村長(横谷 巡君) 議案第27号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算。

平成26年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,300万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定める。本日提出でございます。

- - - - -

日程第32 議案第28号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算  
議長(松本佳久君) 次に、日程第32、議案第28号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。  
村長(横谷 巡君) 議案第28号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算。

平成26年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,200万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は400万円と定める。本日提出でございます。

-----  
日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 3 3、議案第 2 9 号、平成 2 6 年度山江村特別会  
計工業用地等造成事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

村長（横谷 巡君） 議案第 2 9 号、平成 2 6 年度山江村特別会計工業用地等造成事  
業予算。

平成 2 6 年度山江村の特別会計工業用地等造成事業の予算は、次に定めるところ  
による。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 3 0 万円と定  
める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出  
予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金  
の借り入れの最高額は 1 0 0 万円と定める。本日提出であります。

-----  
日程第 3 4 要望第 1 号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 3 4、要望第 1 号、これからの勤労青年教育のあ  
り方に関する要望書を議題とします。

この要望書は、東京都新宿区に本部がある日本青年団協議会の立道斉会長から提  
出されたものです。

お手元に配付しております要請書写しのとおり、勤労青年教育の発展に支援を求  
める要望書であります。

-----  
日程第 3 5 議員派遣の件

議長（松本佳久君） 次に、日程第 3 5、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項の規定により、議員を派遣しようとする  
ときは本議会の決議が必要であることから、会議規則第 1 1 9 条の規定により提案  
するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----  
散会 午後 2 時 0 9 分

第 2 号

3 月 1 3 日 ( 木 )

# 平成26年第1回山江村議会3月定例会(第2号)

平成26年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番 西 孝 恒 君	2番 谷 口 予志之 君
3番 中 竹 耕一郎 君	4番 岩 山 正 義 君
5番 田 原 龍太郎 君	6番 秋 丸 安 弘 君
7番 原 先 利 且 君	8番 松 本 佳 久 君
9番 山 本 義 隆 君	10番 欠 員

## 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

## 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長	中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

#### 日程第1 一般質問

議長（松本佳久君） 会期日程、日時第8の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

答弁は、質問されたことに対し、簡潔・明瞭にお答えいただきますようお願いいたします。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしく申し上げます。

はじめに、7番原先利且議員より、1、ふるさと納税について。2、学校給食の安全について。3、村長選挙についての通告が出ております。

原先利且議員の質問を許します。7番原先利且議員。

#### 原先利且君の一般質問

7番（原先利且君） おはようございます。最初ということで緊張しておりますが、7番議員、原先が質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税について質問をいたします。

寄附納税者への謝礼の特産品をお尋ねしたいと考えておりましたが、ヤマメ、米、ミネラルウォーターなどと、2月20日付けの人吉新聞に載っておりましたので、次に進みます。この新聞です。切り抜きです。

昨年12月まで171件ということですが、村出身者以外の方は何名おられましたでしょうか。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

ふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金と申しますが、村出身者以外の方は何名かということでございます。このふるさと寄附をいたします場合は、寄附申出書というのを出示していただきます。この申出書には、住所、氏名欄を記入していただきます。しかしながら、出身地を記入する欄はございませんので、正確な把握はでき

ておりませんが、パーセントでいきますと、丸岡会の会員の方など、照合してみますと、約90%を超えるぐらいは村出身者以外の方ではないかというふうに推測されます。以上でございます。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） 次、村の特産品をインターネットで発信しておられますか。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。村の特産品をインターネットで発信しておられるかというようなことですが、ふるさと応援寄附金の特産品の紹介につきましては、まず山江村のホームページで紹介しております。それ以外にも掲載料無料のウェブサイトにも情報を提供しております。これは山江村も含め、インターネットで全国各地の情報を見ることができます。それから、ちなみにですが、インターネット以外にもパンフレットや女性情報誌にも掲載をしたところがございます。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） なぜこのようなことをお尋ねするかと申しますと、昨年11月21日の昼のテレビで、ふるさと納税について岐阜県各務原市のこと、そして先月27日、「あのニュースで得する人、損する人」の番組で、岐阜県各務原市、長崎県平戸市、北海道士幌町の取り組みが放映され、各務原市は24年は79万円、25年は1億1,000万円の寄附があったとのことでした。

また、納税されている主婦の方の話では、「インターネットを検索して欲しい特産品の市町村に寄附をし、送られてきた特産品を見て、旅行にいかなくても、寄附先のことを思い浮かべ、想像するだけでもすごく楽しい気分になれる」というインタビューに応じておられました。

ふるさと納税といたら、出身市町村に寄附をすると考えるのが普通だと思いますが、都会の方はそうじゃないんですね。その方々を取り込むことも村の収入につながるのではないかと。そこで、地元企業と連携して特産品の開発、そして積極的にインターネット発信に取り組むことは考えられませんか。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。ただいま話がございましたとおり、テレビに全国各地放映されておりまして、その取り組み状況が見れたところでございます。まず、ご質問の特産品の提供につきましては、全て村内業者の方へ依頼しておりまして、寄附金を多くの方々からいただくことで、地場産業の育成及び活性化につながると考えております。この事業を開始いたしまして5年程度経過いたしておりますが、今後は新商品の開発も必要になるのではないかというふうに

考えております。現時点でのそれぞれの村内の業者の方の取扱商品を確認し、今後見直し可能な商品はないか、またほかに新商品を提供できないか、など検討していきたいというふうに思っております。

それから、インターネット発信を積極的にということでもございましたけれども、先ほど申しましたとおり、インターネットで発信していることはもとより、山江村のホームページへ掲載しております。現在では、「子どもたちの未来を育む山江村の活性化」を表紙に入れましたパンフレットを作成し、郵便局にもご協力いただき推進に努めております。また、先ほど議員から話がありましたふるさと納税に関するテレビ、それから新聞、インターネット等、メディアなどの取材などございましたら、積極的に情報提供を行っていきたいと考えておるところでございます。

25年度につきましては、こういう取り組みの結果、昨年度から100件以上伸びておりまして、現在までの実績に表われており、効果が出ているのではないかと考えております。今後も引き続き情報発信を有効に活用しまして、PRに努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） どうか、村の収入源にもなりますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして、待ちの姿勢ではなく、攻めることも必要だろうと思っておりますので、よろしく願います。ふるさと納税については終わります。

次、学校給食に安全についてお尋ねいたします。

今年1月17日、静岡県浜松市の各学校で起こったノロウイルスによる食中毒、1,000人以上の子どもたちが被害に遭われました。集団給食で最も怖いのは一同にかかる食中毒です。調理員の方は細心の注意を払って調理されると思っております。子どもたちはおいしい給食を楽しみにしている。その楽しみにしている給食がもとで体調を崩したら大変なことです。そこで、子どもたちの給食前に学校責任者の方の検食はなされておられますか。

議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

教育課長（嶋原美津子君） ただいまのご質問にお答えいたします。責任者の方が昼食前に試食されておられるのかというご質問ですが、学校給食法に基づきまして、本村の各学校の場合も校長が給食開始30分前までに検食を行っております。校長が不在の場合は、教頭が検食しております。給食開始時間につきましては、山田小、万江小は12時20分から、山江中学校は12時40分からとしております。給食ができた11時50分ごろから12時ごろに調理場のほうから連絡があり、校長が検食を済ませ日誌記入をいたします。小学校では、児童が準備して、実際に食

べ始めますのは12時30分過ぎとなります。中学校におきましても校長の検食後30分以上は経過していることとなります。30分間の間に検食して食べ始めます30分間の間に、もしも校長の体調とかに異常があった場合、また気づきがあった場合は即座に給食を中止し、速やかに調理場に連絡するということになっております。以上です。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） 次、食物アレルギーについてお尋ねします。食物アレルギーの子どもたちは、3学校とも把握されておられますか。

議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

教育課長（嶋原美津子君） ただいまのご質問です。食物アレルギーの生徒・児童は把握されておられるのかというご質問ですが、食物アレルギー等の児童・生徒の健康については、村内の養護部会、それから学校給食関係者会議等もございまして、報告がっております。教育委員会におきましても把握しております。食物アレルギー事故防止対策としましては、3校とも同一対応をしております。まず、学校給食用食物アレルギー調査票なるものを在学児童生徒には3月ごろ、新入児童生徒には4月、転入学児童・生徒にはその都度各家庭に配布しております。該当がある食物アレルギーについては、詳しい状況を記入いただき、担任に提出してもらっております。保護者と面談等を行い、食物アレルギーのレベルによっては、医師の診断書の提出もお願いしております。本年度のアレルギーにつきましては、大体約、山田小学校が220名のうち8名、万江小学校が39名のうち4名、山江中学校が110名のうち2名という調査票の提出がっておりますので、本村児童生徒の約3.8%が食物アレルギーを持っているかと思っております。

まず、提出いただいた調査票に基づく食物アレルギーにつきましては、例えば山田小の8名中には、山芋、生エビというのは、ごく少量でもアレルギーが発生すると内容でございましたので、確認しまして学校給食メニューとしては、山芋、生エビは提供いたしません。また、中学校の2名中の中に牛乳アレルギーを持つ生徒がおりまして、その生徒につきましてはお茶を持参してもらっております。なお、摂取しない牛乳代金につきましては、年度末にまとめて返金をするという形にしております。そのほか、卵、大豆、小麦、牛乳、なかにはバナナとかメロンとかの果物で体調が悪いときに症状が出るということがありましたけれども、その児童・生徒につきましては、献立に該当の食材がある場合は、必ず担任、栄養職員等が給食前に本人に確認し、養護教諭とも連携を取って該当メニューを食べないなどの対応をとっております。また、該当食材が使われている献立メニューがわかるような献立表を家庭にも配布しておりますし、保護者、校長、担任、養護教諭、栄養職員、ほ

かの教職員、調理員とも連携をして事故防止に努めているところでございます。ときには、周りの児童生徒の気づきも耳を傾け、給食提供の各段階で複数によるチェック体制をとって、さらに事故防止の強化に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） よくそういう子どもたちには配慮をしていただいているということで、ありがたいことでもあります。一步間違えば命に関わることでありますので、調理員の方は十分に注意していただき、楽しみにしている給食の提供を、そして、子どもたちが健康で快適に学校生活を送られるよう、日々の努力をしていただきたいと思えます。以上で終わります。

次、村長選挙についてであります。横谷村長は、平成22年7月の村長選挙で村民の方の支持を得て村長に就任されました。財源厳しい中、五つの政策理念を掲げ、特に住民目線に立った足元を照らす事業に着手してこられました。この4年間の自己採点と7月に控えている村長選挙への出馬の意思、あるとすれば次期の表明はいつでしょうか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 季節は3月弥生、桜のつぼみが膨らんでいき、ひと雨ごと本格的な春の訪れが近まっています。そのような中で、ただいま原先議員からの次期村長選挙に対する決意、あるいはその達成度、評価についてお尋ねでございます。お答えさせていただきます。

平成22年8月、村長に就任以来、議員各位、そして村民の皆様のご支援、ご協力のもとに微力ながら村づくりを進めることができましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。村長、就任時、掲げました五つの基本政策、一つ、健全財政の確立。一つ、農林業の振興、一つ、優しい福祉の推進、一つ、子育て支援教育環境の充実、一つ、広域行政の推進、この五つを掲げました。それぞれ実現できたこと、あるいは実現の道筋をつけることができたこと。課題として残ったものがあるというふうに思っています。公約の達成度と自己評価につきましては、住民目線、現場主義、足元を照らすということを念頭に村民の皆様のご生活・暮らしを第一に考え、真剣に取り組んでまいりました。

達成度につきましては、おおむね達成できたとは考えておりますが、評価につきましては議員各位、村民の皆様のご判断に委ねたいと思えます。今年7月の次期村長選挙に取り組む決意であります。1期だけではやり残したことも多く、特に各市町村軒並み人口が減少する中、熊本県県南市町村では山江村だけが唯一人口はわずかですが増えてきました。また少子化、教育環境の整備により出生率の向上、常に

県下でも上位を占めています。特に、本村の学校の基礎学力は日本テレビの全国放送にも取り上げられますように、基礎学力は全国トップクラスに向上し、山江村の奇跡ということで、マスコミにも注目されているところであります。

そのほか、福祉環境の整備、特定健診の受診率65%、本村は熊本県第2になりました。区長代理さんを健康推進委員に委嘱し、病気の早期発見、早期治療、自分の健康は自分で守る。今、健診して良かったと、病院等にかかれた皆さんが、健診の必要性を今感じられております。

また、子育て、教育、福祉環境整備によって、村外からの山江村に住みたい、暮らしたいという人がたくさんまわっていらっしゃいます。このことを捉えて、人口増加対策としての住環境の整備、また、なんととっても産業の基盤、経済は第一次産業の農林業を基本とした基盤の安定振興が欠かせません。これをどのように産業の育成を図っていくか、このような継続すべき施策もあり、その実現に向かって後援会の皆さんも力強いご支援をいただいておりますので、多くの村民の皆様のご支持とご理解をいただくことができるならば、山江村のさらなる発展のために全身全霊を傾注し、引き続き村政を担わせていただきたく、ここに次期村長選挙に出馬することを表明させていただきます。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） ただいま、2期目出馬されるとのことですが、出馬にあたっての抱負を柱だけでも述べてもらうことはできませんか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。私は基本理念として三つのキーワードを持っています。一つは安心な暮らし、住民の皆さんが日常生活に病気をしたり、また介護になったり、あるいは奥地は1本の道路が命綱であります、そういった防災。またいつ何どき起きるかわからない火災とかの消防力の強化、人々が地域で安心して暮らせるように安心な暮らし、二つ目に活力の想像、やはり、村づくりというものはきちんとお金を貯めて、いざというときに使う。そして産業の育成、40年ぶりに減反政策の見直し、大幅な農政転換、新しい農業農村づくり、これに高齢化を迎えた中で農用地の維持、借り手、担い手、どのようにこれを守っていくか。そして新しい時代の感覚を磨いて、社会構造の変化、情勢の変化に対応して新しい風をどのようにつかんで、それを生かして未来へつないでいくか。山江村が持っているこの恵まれた自然環境、そして人、資源、このようなものを生かして新しい付加価値の高い農作物をつくり上げ、ブランド化し、出口を見つけて売り込んでいく、今までの町の農業政策から全く違った展開をしないとどうにもならない時期にきているというふうに思っています。まさしく、農政の元年というふうに位置付け、農・

林業の振興を軸として産業の育成、そして、それぞれの里から山までの地域がいきいきと輝き、住んで良かった、暮らして良かったと言われるような活力のある想像、二つ目は活力の想像であります。

三つ目、未来への希望。次代を担う子どもたち、日本は海洋国家、人口がどんどんと減ってきます。超高齢化になります。日本を背負うのは子どもたちであります。この子どもたちの育成、国も本格的に子ども・子育て支援制度の法案をつくり、動き始めました。私は、平成23年度からICT教育を実践し、また24年度からは中学校に無料村営学習塾を入れ、子どもにはこんにちわ赤ちゃん出生祝い金、また子育て相談員の設置、子育てサロンの推進、インフルエンザ注射等、助成、そういった子育て教育の環境充実に努めてまいりました。そういった未来を担う子どもたちの未来、一方ではこれから本村は、一方では人口の増加対策に取り組んでまいりますが、これだけでは弱い。今、住んでいらっしゃる村民の方、必ず高齢化を迎える。この高齢化になったときに、例えば年金プラス生活のたしになるような政策の実現、高齢者や女性の活躍の場をつくって、あるもので未来への希望を描く、そういったことを考えたときに未来への希望であります。この三つの基本理念を柱に、基本政策とすれば、先ほど述べましたように五つの基本政策の継続。そして付け加えれば女性や高齢者の知恵や考えを生かした村づくり、そういったことを念頭に2期目の基本政策をつくり上げていきたいというふうに思っております。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） 選挙まで4カ月を切りました。健康には十分注意され、7月の村長選挙に臨んでいただき、三つの理念、安心な暮らし、活力の創造、未来への希望をぜひ実現していただきたいと思っております。以上で終わります。

#### 秋丸安弘君の一般質問

議長（松本佳久君） 次に、6番、秋丸安弘議員より、1、農業振興について。2、財産購入についての通告が出ております。秋丸安弘議員の質問を許します。6番秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） おはようございます。6番議員、秋丸が通告に従い、2点だけの質問を行いたいと思います。

まず最初に農業振興についてお伺いいたします。

農業は、現在大変な転換期にきております。少子高齢化に伴う担い手の不足、TPPの問題が山を迎え、大変な時期でございます。今後、どうなるかわからない状況でもございますけれども、それに対し減反政策の大幅な見直し、農地中間管理機

構による創設、経営所得安定対策の見直し、水田のフル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設など、農業は大幅に変動いたしております。村長は就任以来農業振興を第一にうたっておられますが、今後の後期総合計画におきましても、農業振興とブランド化、ブランド品の開発に対していろいろ述べられておられますが、今後何をブランド品としてもっていくか、これについてお尋ねいたします。村長の答弁をお願いします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えさせていただきます。今、秋丸議員も、農業委員会会長として農業の現場で本当に大変な中に一農家として、また農業委員会の会長として、ご精励をいただいております。ただいま質問されましたように、減反の見直し、農政の転換、新しい農業・農村のあり方の中で、特に農地中間管理機構、これは言われたように、農地の貸し借りとか担い手、そして水田の活用等、四つの柱からなる新しい制度であります。その中で、ブランド化についてのお尋ねですけれども、まず山江といえば特産栗ですよね、しかし、年々生産現場を担われている農家の方がお年を召されたと、そして、若者がなかなか農業に携わらない。これは本当に真剣な悩みでもあります。大幅に生産を伸ばすということは、現状の実態をよく考えたときに、とても力を要することではありますが、ただ現状の生産量、付加価値の高い山江らしさ、山江は自然とか土壌とか、非常に栗に適しています。先人が培ってきた技術等もあります。これをしっかりと守り、またこれも原点に返って、名前だけではない、本当の栗ブランドをつくり上げる必要があるかなと、25年度そういった意味で栗の再生、果樹の再生生産に取り組む補助の事業に取り組んでおりますが、なかなか、現状は担い手が不足をしているということから、この栗をどのように今後再度山江ブランドとしてつくり上げていくかというのは、行政のみならず、やはり農業に携わっていらっしゃる関係者の皆様と、真剣に協議、対策、知恵を得ながら取り組んでいく必要があるなというふうに思っています。また一方では、農地がこのままいきますと、非常に荒れてくる、放棄地が出てくる、担い手がいなくなっていくから、その農地を守る、農地を活かす対策をどのようにしていくか、今、新規奨励作物で薬草のミシマサイコ（三島柴胡）が13人、三町五反となりました。これは球磨郡では2番目に多くなってまいりました。このことも最初はほとんどいなかった。しかし、郡市でもトップクラスの反当たりの収量、収益を上げることを皆さんが築かれて、今は13名、今年薬草部会が設立されたところでもあります。また一方、たまねぎ栽培が10ヘクタールきましたけれども、季節的に11月でしたから、種まいて苗つくっては間に合わない時期でしたから、苗の助成をして、一町二、三反、6人の方に植え付けをしてもらっています。これは無農

薬です。無農薬というのは、都市の住民が安心・安全に顔が見える、付加価値の高いものをつくり上げないとブランドというものは、こっちが決めるものではない。消費者が決めるものであります。それに向かってどのようなものを作り上げるか、やはり農家現場の方も自律、意欲が大切であります。それに私たち行政がしっかりと連携して応援をしていくということでもあります。

また、これからの課題として「ほたる米」とか、おいしい水でできた、おいしい田んぼの土壌ができた「ほたる米」。実は、国営川辺川土地改良事業組合の担当課であります九州整備局、ここの次長さんが山江のほたる米をずっと買ってもらっています。ですから、おいしいと、そして米の特徴である冷えたときにも味が落ちないんですよということを先般のとき言っていたいただきました。山江の米を買っていただいてありがとうございますと、今後ともよろしく願いますといったことを言いましたが、この水田活用、フルに使えるということですが、米があまり減反でつくられなくなった。だったら、安心・安全なおいしい米を作り上げてブランド化、ほたる米をもう少し、生産からいいものにつくり上げる努力をしてブランド化にできないか。また、今、東日本大震災3月11日、満3年を迎えましたが、本当にまだ多くの方々が亡くなり、復興も道半ばですが、東日本大震災の東北地方の風評被害、また中国の薬害等で非常に農作物等への注目、西日本の期待が高まっている。県南フードバレー構想で、人吉・球磨も県だけでなく、市町村独自の対応をしなければならない。先般、岐阜県的美濃加茂からある会社の会長さんに来ていただいて講演会をし、80名ほど集まって話を聞きました。これは、日本がこれから超高齢化に入っていく。生ものは福岡、大阪、東京に送るとしても腐れる、経費がかかる、どうするか、乾燥技術、その会社は乾燥技術を持っている。そして、軽い付加価値の高い野菜、果樹、そして粉末にすることによって弱者、高齢者が安心して食料にできる。こういった新しいこれからの先を見据えたものをつくり上げる、農作物の奨励、そして乾燥施設等の企業の誘致、こういったことをして、その中から山江に最もふさわしい、良い物をブランド化して大都市に向かって売り込んでいったらというふうに考えております。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 今、村長の答弁がありましたように、一番のブランド化は栗なんですね。今ちょっと私も栗のことでちょっと心配はしているんですけども、今、物産館等で栗だんご、栗まんじゅう等を作られております。それに対しまして、前年度は農協から仕入れられたということで、前々年度はある商店からかなりの量を仕入れられております。一応山江栗の名目でブランド化しようとされていますけれども、ちょっとこれにつきましては産地偽造、偽造があるんじゃないだろうか

と疑われるところがあります。それとまた、ほたる米につきましても、今までは日干し米として大変評判が良かったわけですけれども、近年あまりいい評判も聞かれないところもあります。そしてまして、前年度に対しましてはコンバイン刈りをかなり、やっぱり同じ値段で仕入れられております。7,500円で仕入れられております。これについては、本当に偽造なんですよ、こういうのがほか、業者さんに知れた場合どうなるか、これは大変なことになると思いますけれども、このことについて村長はご存じですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 例えばですね、異常気象で収量が不足した場合にどうするか。おそらく粟が足りない年度は、山江の村内の業者の方、物産館等も他のところから仕入れられていると思います。収量があるときには十分山江産で賄えますが、足りないときはどうするか、やはりJAとか村内の成果商から仕入れるのが基本であります。しかし、秋丸議員がお尋ねのように、やはりその中でも商売というのは、今偽装問題が全国に発生してますように、やはりなかなか難しい、そこで先手、山江にJAでも成果商でも山江のものを選定するというようなシステムづくり、商売で儲ければよかちゅうことじゃなくて、やはりしっかりとその選定をし、本当の山江の産物、顔が見える産物を売らないと、ご指摘のとおり、これはブランドとしての価値はありません。それから、米のコンバインとか日干しですよ、やっぱりこういったこともですね、やっぱり農家の方、そして購入をするほうもやはりその原点、原点をしっかりとそれぞれのセクションの責任者とか、あるいは農家の方もしっかりと意識の醸成をしないと、やはり人が行うときに、ただ利益だけ考えると、これがわかったときには信用としてだめになってしまうという恐れがありますので、そういう点はしっかりと確認をさせていただきながら、今後とも山江でできた粟、そしてほたる米、このことについては、よく会長からよく現場を見てくださいと、農家も調べてくださいということも私も聞いておりましたので、ある程度つかんでいます。ですから、そういうことがないように、しっかりと今後は対応してまいります。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 今、村長から言われましたように、厳重に注意されて、これはもう間違ったら命取りになります。十分に注意されることを願います。

それとですね、今さっき薬草の問題が出ましたけれども、これはツムラがあさぎり町と契約栽培の協定を結ばれまして、あさぎり町で生産組合をつくられて、山江村が今回13名おられますけれども、この人たちは入会金っていいですかね、入会金を払って、会費を3,000円払って、それで作らせてもらってるわけなんです

よ。山江にも生産組合ができたということは、大変いいこととは思いますが、山江独自ですということはちょっと難しいんじゃないかなと思うので、その点どうお考えかお聞きします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 今ご質問がありましたように、この薬草ミシマサイコ（三島柴胡）風邪薬漢方薬であります。葉っぱから根まで収量ができるということでございますが、あさぎり町にツムラ順天堂が話がありました。しかし、100ヘクタールの規模ですから、今30ヘクタール程度で人吉・球磨で。100ヘクタールに規模拡大して安定した供給地として人吉・球磨をつくり上げていただきたいということから、今こういう出口がある産物については、小さな町村ではもうやっていかれないと、人吉・球磨一体となって指定をし、取り組んでいこうということを各首長申し合わせしております。ですから、秋丸議員がご指摘のとおり、山江村だけでもとても無理であります。そういったことから振興は積極的に支援しながら、郡市一体となって、この薬草栽培、販売については、会社が希望しているような規模まで努力してもっていかれるように、今後努力してまいりたいと思います。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 大変支援していただくということで、生産者も喜んでおられると思います。それとですね、前回私も講演をお聞きしたんですけれども、矢代産業の会長がみえられまして、農作物の甘草等の講演がありました。これは大変立派なことだと思えます。それでですね、現在山江村でも、認定農業者でもあられます。そしてまた、法人化されてます元気山江村におかれましては商品開発されて、現在くまモンの認証も得られて、6次産業化の申請もされて5月には認可が下りるということで、大変喜ばしいことです。その人たちは生活がかかって、一生懸命あとは昨日も議員の方にもイモの乾燥、紅はるかを食べていただきましたけれども、大変おいしく、ちょっと柔らかいという気はありますけれども、大変評判がいい。それと、なしとかイモを粉末にして、いろいろいろんなところで試作されて供給されております。こういうのがある以上はですね、私たちも山江村で私たちもバックアップしていきたいと思いますが、その件につきましてはどうお考えですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。やはり、民間企業は民間企業として、本当に必死になって企業経営に頑張ってもらっていらっしゃる。行政として助成するその幅というのは限られていますが、やはり私は6次産業化をしないとですね、これはもう今から先、ただ作っただけでは売れない、どこの市町村の物産館の野菜等、果樹等も同じようなものでなかなか厳しい、売り先をうちの村の農家の方もあちこ

ちのスーパーとか、どこそこに売っていらっやいます。よく私も行って聞くんですけども、やっぱりそういったものを束ねて生産、流通、そして出口が見える販売、これを固めて6次産業化になるような産業の育成、これについて、しっかりと勉強しながら今後取り組んでいくということは必要だというふうに考えています。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 元気山江村におかれまして、一生懸命試作されまして、山江のため、農家のために頑張っておられます。少しでも手助けができればと思っております。

それでは、続きまして、次の質問に移ります。次に、公有財産購入についての質問をいたします。公有財産購入につきましては、道路用地、公営住宅用地と事業用財産購入については担当職員は大変苦勞されております。今回、私がお尋ねすることは、公有林の山林購入についてお伺いいたします。平成24年度の決算では、公有林面積が783.6ヘクタール山江村では有しております。今後、公有林を何ヘクタールまで増やされる考えか。また26年度の購入計画は、あるのかお伺いいたします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えをいたします。本村の山の面積は90数パーセント、山ばかりであります。終戦後植栽し、50年近くなった立派な木、使ってほしい、使いたいと言いながらも、木材の価格の低迷で昔の山持ちは金持ちがいっぺんし、広大な山を持っておられる方ほど苦しんでおられます。山が持つ、水を育み環境を保全するなどの多面的な機能、そしてもう一つは、これからおそらく山つきのほうは農山村の過疎化が一段と進んで、そこでどのように暮らしをされていくのか、心配で心配でなりません。これは山に携わっていらっやる方は、もう胸が痛むほどおわかりのことだと思えます。山江が持つこの地域資源を生かして、多面的機能とか、山で働く場をつくらない限り、集落の消滅、あるいは先を見ますと、集落の集団移転など、村の大きな政策を立ち上げなければならない時期が見えています。そういった中で、今もだえ苦しんでいる林家の方、きちんと基準をつくって、まとまった基準以外の山は買わない。その山が村民財産として利用される。利用というのは放棄地、例えば、地ごしらえ、苗を植える、下刈りをする。ツルを切る、間伐をする、伐採をする、二、三十年のスパン、働く場の確保、あるいはもう一つは、やはり人間が生きていくためのきれいな水を育む森林、あるいは動物と共生した環境の山づくり、そういったことを考えたときに、例えば、ある地区から山を購入してほしいときたときに誰が買うのか。今、中国資本、日本の不動産に頼んで日本人の顔で山が水があるところ、豊かな山林を買っています。また、地域に迷惑をかける

ような第三者が来て買った場合、これは地域の方は大変なことになります。こういった例はあります。そういったときに、村として山が基本、以前はこのスギ・ヒノキを植林して貴重な財政と、財源として得ていました。だから、どこの町村も山はたくさん持っているし、立派な木が公有林として残っています。そういった歴史的な経過、林業、木材としての価値と、人間が生きていく環境中心とした他面的機能、共生、そして最終的には働く場、私たちから今度は子どもたちが引き継いだときに役に立つ財産として残しておく、そういったことを考えると、道路が通ったり、集落の水源地があるところは、村でしておかないと、とんでもないトラブルが発生するという事も出てきますので、そういった相談があったときには十分に財産審議会とか、議会の皆様方にお諮りし、購入の予算等もあげるところです。前議会でちょっと待ったと、高すぎるということでございましたけれども、あの山の適正な評価、実際に行かれてあの価値を本当にわかられる方がいらっしゃったでしょうか。植えつけてから四、五十年経った立派なスギ・ヒノキ、適正な評価、高く買うわけにはいきません。安く買うわけにもいきません。村は公平な基準でちゃんと算定をし、調査をし、それを提案する。私はそういった思いで山には力を入れたいと、山つきで働いていらっしゃる方、林業をされている方はきっと私はそのようなことを思っているかと確信しております。そういったことから、皆様方から山林購入に当たっては、いろんな面でご指導、ご指摘をいただいていますから、そのことも十分に部分的には反省をし、また、本当に必要なところは相談をし、適正な資産評価をし、議会の皆様方とも話し合いをしながら、本当に山江村として必要な山林だったら前向きに購入をさせてほしいという強い願いもございます。この点につきましては、林業の振興、これは今大変です、本当に。そういった面を考えていただいて、ぜひご理解をいただければというふうに思います。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 今、12月の議会のことでありましたけれども、先般12月の定例会におきまして、山林購入の件について、予算が計上なされました。議会では否決したわけなんですけれども、予算を予備費のほうに回しております。ところが村民の方々は、なぜ議会は否決したのか、なんで予備費のほうに予算を回したのかということで、その理由で我々議会が行政、村政を混乱させているという疑問の声も大変多くあります。村長は、このことについて、執行機関の長として、つまり村長として、疑似関係である議会、議員をそれぞれ村民が直接選挙によって選出する二元代表制をとっております。つまり村長と議会は独立対等の関係に立ち、相互の緊張関係を保ちながら協力し、村政運営に当たる責任があると思います。まず、このことについて、どうぞ理解されているか、村長のお考えをお聞きいたします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 執行部と議会は両輪のごとく、全くそのとおりであります。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） このことは、憲法93条第2項で定めてありますが、特に村民の血税を使い、厳しくチェックする責任は議会が村長の付属機関ではありませんので、その意味は、チェックする機関であります。村長は付属機関ではありませんので、そのことについてどうお考えかお聞きします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。これは議員として付属機関という認識は私は持ってはいけなと、やはり独立した選良された議員さんですから、それぞれご意見を持っている。住民の代表ですから、やはり執行部が提案して、いけないときにはいけない、いいときはいいというふうにチェックしてもらうのが議員であります。独裁政治になってきますと、これはとんでもないことになりますから、やはり私は今の議会のように厳しいとき意見、やはり賛成していただく意見、緊張感の中で切磋琢磨した議会のあり方、これは一番私は大切ではなかろうかなというふうに思っております。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 今回の物件は万江の山林でございますけれども、購入金額につきましては、山林購入費は1,500万円と用地購入費が158万円、合計の1,680万円で計上されておりますが、間違いありませんか。

議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

産業振興課長（中山久男君） ただいまの件につきましては、12月の議会で提案されておりました金額だと思えます。その当時の予算につきましてはですね、まず科目の執行の間違いがございまして申し訳ございませんでした。用地購入につきまして、財産購入のほうになるわけでございますけど、ちょっと金額については、大変申し訳ございません。今、小さな数字は覚えておりませんが、総体的には1,500万円は若干超える金額だったと記憶しております。大変申し訳ございません。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 今回の山林購入価格はふつう取り引きされる価格の今までの山江で購入される約3倍ぐらいの税金が投入されております。これは水源涵養という目的で購入されたわけですがけれども、あまりこう、水源涵養に適する山林ではないと私は考えております。それと、高く売れるのであれば第三者による購入、一般的な土地の売買及び取り引きには土地を売りたい人、買いたい人の利害関係で成り立

っているわけでございます。民間の取引に行政のほうがめざす理由はないと思います。それと、行政の土地の売買について、緊急な場合を除き、価格が高騰しているときに、村民の税金を使うことはどうかと思いますが、村長、その件につきましては、どうお考えですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えしておきますが、山林は購入していません。購入したということですがけれども、予備費にまわっています。山の価値は農地と違って、農地の場合は土壌なんですよ、土壌、作物をつくる土壌、山というのは、その土地に立っている木の評価、どのような樹種か、スギなのかヒノキなのか、利用価値はどうか。そして、何年生立っているのか、こういったものを評価して積み上げるのが山林経営であります。例えば、10万円、20万円の山は小さな木とか、あるいは手入れをしてないところは、今は5万円とか10万円とか、売られる方がいらっしやるでしょう。でも、相談が村にあったときに、一不動産的に安くたたくことはできない。行政ですから責任がありますから、適正な評価をしてどうでしょうかと、そのことの積算を踏まえて、議会に予算を計上し、現地調査をし、その結果をいただくということでありまして。ですから、今回は議会の皆様はちょっと待ってくださいと、単価的、山林的に高いからということで、今回の補正にもそのままにしますし、要するに減額ということで、山林の購入はこの件については上げていないわけでありまして。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 現在確定申告が行われておりますけれども、村民の方々は1年間必至に働いて、その収入の中から税金を支払っておられます。いわゆる血税と言われるものでございます。今回のように個人のために税金が使われるということは、村民の理解が得られない。かすもなく我々議会としても村民から選挙で託されているにもかかわらず、この冒頭で話しましたとおり、地方自治の二元代表制の責任からも議案を通すわけにはいきませんでした。このような血税を使うことに、村民の理解が得られるばかりか、公益性もなく、議会を軽視するような議案は二度と提出されませんように、厳重に注意し、質問を終わります。

以上、終わります。

議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 再開時刻は11時15分といたします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

一般質問の前に、先ほどの答弁の中で説明をさせてくれということですので、中山産業振興課長。

産業振興課長（中山久男君） それでは、先ほど秋丸議員からのご質問の中で、予算額につきまして、12月の議会で上げさせていただきました金額につきまして、説明させていただきます。科目の誤りもございましたですけど、予算計上としまして、12月補正では1,502万5,000円を補正として上げさせていただきました。以上でございます。

議長（松本佳久君） それでは、次に9番、山本義隆議員より、1、入札事務についての通告が出ております。

山本義隆議員の質問を許します。9番、山本義隆議員。

#### 山本義隆君の一般質問

9番（山本義隆君） おはようございます。9番議員、山本がただいまから一般質問をいたします。これは、パネルをつくってききましたが、これはコピーでございますので、これをご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

では、入札の疑惑について、昨年、平成25年10月11日、役場大会議室におかれまして入札会において質問いたします。建設課より出された水道工事に関する入札であります。正義、誠実であるべき入札において事件が起きました。落札宣言がなされ、および業者の落札の押印がなされたにもかかわらず、その後、間もなく落札の業者を失格にするという前代未聞の事件が発生しましたのです。ここでは、該当の業者をAさんと呼ばせてもらいます。まず、この案件の参加業者10名による1回の入札が行われた経緯、役場からA社に送付された公文書を原稿のまま読んで説明します。

担当職員で開札調書に記入を確認し、立会人、総務課長の責任を終えて、開札責任者、村長に開札調書を渡しました。開札責任者は予定価格がいった封筒を開示後確認し、落札した旨を伝え、各社Aさんのことです。および次に開札調書に押印し、次の入札に入りました。これがこの入札の経緯状況であります。

開札責任者である村長にお尋ねをいたします。ただいま説明しました入札のここまでの途中経過について、事実に間違いはないか、村長お答えくださいませ。

村長（横谷 巡君） まず、入札の流れについて、総務課長から説明させていただきます。

議長（松本佳久君） はい、入札の流れについて、蕨野総務課長。

9番（山本義隆君） いや、村長をお願いします。

村長（横谷 巡君） これはまだ入札ですから。

議長（松本佳久君） その後で。

村長（横谷 巡君） はい、その後でお願いします。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。今、先ほどございましたとおり、平成25年10月11日に実施をした入札の概要でございます。この入札会につきましては、当日、役場2階大会議室におきまして、指名しました全業者出席のもと、7件の入札会を行いました。その7件の入札会の中の1件でございます。最初に、業務委託の2件を行いました、その後に工事請負の5件を行いました。その中での6番目と7番目、これは関連している工事で行いまして、水道工事の1工区と2工区の入札で行いました。先ほど説明がありましたのは、6番目の入札のことで行いまして、指名業者から入札書の提出が行いまして、それを開札責任者に提出のあと、総務課担当職員のほうで開札調書に記入、確認して開札責任者の村長へ改札調書を渡しました。

開札責任者が、予定価格とその開札調書を照合しまして、落札した旨を伝え、その後そのA社さんから印鑑を押印し、次の入札に入りました。その後、前回と同様に入札会の事務処理を行いました。その事務処理を行い、照合しているときに、同じような関連工事で行いましたので、直前に実施しました6番目の入札で、落札金額が最低制限価格、本村の場合は7割から9割の間で最低制限価格を設けます。その価格を下回っていることに気づき、再度確認いたしましたところ、やはりその最低制限価格を下回っておりました。したがって、一度落札と宣言いたしましたけれども、その旨を会場で説明をいたしまして、最低制限価格を下回っている業者さんが2社ございましたので、その業者さんを失格とさせていただき、3番目に低い価格で入札された業者さんが、予定価格と最低制限価格の間で一番最低の価格でございましたので、入札者であったために、落札者として訂正をしたものでございます。以上が入札の概要でございます。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。入札は公正、厳正に行わなければなりません。そして、村内の業者は産業育成の意味からも、私はずっと指名をしております。その中で、公共工事というものは、他の町村でも最低制限価格を備けていたり、備けていなかったりするところがあります。本村は、一定の線から下回った場

合には、住民に供する安心・安全な道路とか家とか、あるいは水道管、排水管等はやはり瑕疵（かし）がありますから、業者が手抜きとか、安ければですね、それを防ぐために安心・安全な公共工事を資するために最低制限価格を設定しています。今回の入札の場合、私は当然、地元の業者、地元ですから、頑張ってもらって、取んなったばいなと思って「落札」と言いました。ところが、そのことが今総務課長が言いましたように、最低制限価格を割っているときには、山江村の憲法であります入札執行規則等に決まっています。「制限を割ったものを落札者とすることはできない」と、だから公的に職務にあたる者は、その法律、条例、規則を守らなければならない。そして速やかにその場で訂正して対応しなければならないということがうたっています。このことは、隣接の町村でも、やはり数字の見間違いとか、人ですからあるんですよ。そのときには、速やかに会場で過ちを言って対応をしなければならないというふうになっています。

今、国・県市町村でも経済対策、緊急対策で仕事がたくさん出てから、今儲けないところは、業者がかたらない。落札しないということが新聞等に出ていますように、ちょっと今厳しい建設業が少ないからですね、工事が遅れているところもあります。落札に臨むときには、指名した以上が一番大事なことは手持ちの工事、どこ手持ちを持っているか。手持ちが持っているときには、入札率がやはり高こうございます。97とか98とか、ところが仕事がないときに、どうしても欲しいときには競争できますから、最低制限価格のところで勝負します。今、設計業者が持っている設計のソフト、建設業者が持っているソフト、ほとんどかわりません。同じ数字が出てきます。あとは入力で人件費、あるいは諸経費をどれだけみるかですよ、この積算が誤ると最低制限を割ると、割ったならばもうどうしようもないんです。今回は、そういったことで決まりごとである最低制限価格を割ったということで失格となったわけでありまして。このことは、業者さんにも、やはり誤ったところは、ちゃんと呼んで謝っているし、やはり不服があったから、ちゃんとあらゆるところに相談して支障がないと、法的にも問題ないということです。特に45市町村で、構成してます町村会の公共工事入札の弁護士がいらっしやいます。その二人の方にも相談して、かえって対応を速やかにしたから良かったと、これを誤って契約をしていたらとんでもないことになるんですよ。入札の事務の流れと、1週間期間がある契約までは期間があるわけですよ。ですから、その機関に何かあったときには、再入札とかなんかしなければならないんですけれども、このことはしっかりと後で総務課長がその経過を述べると思いますが、今回のことについては、やはり見間違いとか、やはり数字を間違っ、誤って落札と言ったときには、やはり気づいたときにその場でしっかりと訂正し、落札を入札事務を進めるということで進めた

わけでございます。

議長（松本佳久君） 執行部にお願いします。答弁は質問されたことに答弁していただくよう、お願いします。

山本義隆議員。

9番（山本義隆君） 引き続き、村長にお尋ねします。

さて、入札は次の入札に入りましたが、次の入札の手続きに村長は終わってからのはずの開札調書を見ながら、何やら電卓で計算をはじめたようです。最低価格は、予定価格調書に記載してあり、数字は一目瞭然であり、電卓を使う必要はないはずですが、村長は、電卓を使って何を計算はじめたのか、なぜ計算をする必要があったのか、最低価格を訂正したのか。その理由をお答えください。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えします。山本義隆議員、その発言は訂正してください。

私は電卓を1回も持って行きません。鉛筆もボールペンも持って行きません。それは皆さんが、業者が何社もいらっしゃいますから、それは知ってらっしゃると思います。ただいまの件には、私は答えません。そんな、とんでもない。

9番（山本義隆君） あのですね。

村長（横谷 巡君） 待ってください。そんなとんでもない入札会場にですよ、電卓なんて持って行く首長がどこにいますか。そら、山本さん誰が言ったんですか、その・・・

9番（山本義隆君） これはヨコタニ、いや、A社のですね。

議長（松本佳久君） 山本さん、村長の答弁が終わってから。

村長（横谷 巡君） あのですね、その皆さん、このことは常識なんですよ。入札会場に私が書きものとか、電卓持って行くなんて、そんなデタラメなことを言ってもらったら、ちょっとそれはどうでしょうか、議長。これは本当に事実と反しますよ、これは皆さんたくさんの業者がおられましたから、確認してください。これについては、答えはいたしません。ぜんぜんそういった覚えがありませんから。

議長（松本佳久君） 山本義隆議員。特定の名前は言わないようにお願いします。

山本義隆議員。

9番（山本義隆君） これはですね、A業者の方に、これ渡したでしょう。落札調書のあれを、それを借ってきて、これをあれしたんですからな。それで、そのときにこういうこと書いてあったわけです。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 山本議員、業者を信用するのか、役場の入札事務を信用するのか。業者ですか、業者、その時にはたくさん業者が参加しているんですよ、だか

ら、そのA社が言った言ば鵜呑みにして、こんな所で発言されるなんて、ちょっと今の公共工事入札のあり方に、もう皆さんご承知のように、そういったことはあってはできないことです。ですから、もう少し信憑性のある建設的な本当の入札のあり方、このことについては、総務課長も松尾主幹等も参加してますから、そのことについて、お答えさせていただきます。ぜひお願いいたします。

議長（松本佳久君） 誰かにするんですか、村長。

蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） では、お答えいたします。この時の入札会につきましては、4名参加をいたしました。村長が開札責任者です。私が立会人、それから総務課の担当職員が2名、先ほど申しました松尾主幹、それと山口主幹とありますが、4名でこの事務をさせていただきました。その時に、村長が開札責任者ですが、私たちもおりましたけれども、そのように電卓をはじいたりとか、また村長が持っていますのは、予定価格とはさみですね、封筒を切るはさみだけです。そして、回ってきた開札調書、それだけですので、そのようなことは私たちも確認はしておりません。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 山本義隆議員。

9番（山本義隆君） そういうことは、ないということですね。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えします。そういったことは、ないということが言われることがおかしい、電卓とか言われましたように、書きもんは絶対、透明性、公正入札をするんですよ、1対1じゃないんですよ、いっぱいおんなつですよ。みんなの信頼と信用と、そして透明感のある入札をするのが当たり前ですから、そういうところに電算機を打ったりとか、書いたら、不信感抱いて大変ですよ。そういうことは絶対にあり得ません。ぜひその業者の方にも聞いてください。

そして、こういう議会で質問されるときには、本当にそのことの真実に基づいて質問してもらわないと、本当に私も本当に答弁に苦しみます。そういった計算機は絶対に、今総務課長が言いましたように、ありませんから、それだけは信用していただきたいと、そして、公平・厳正な今も入札に努めています。

議長（松本佳久君） 山本義隆議員。

9番（山本義隆君） 正式に落札が決定された業者が失格となる、こんなことはあり得ない話です。この問題が発生した13日の午後、10月24日11時ごろ、村長室において、村長はA社の代表者に対し、失格にした理由を最低価格単価を見落としていた、落札の押印の後であったが、気づいて失格しましたと、話されておしま

す。そこで、村長は、こういう発言をされたことは事実ですか。それとも否定されていますか。村長が発言は事実である、または事実でないということでお答えいただけます。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 山本議員さん、村内業者ですよ、育成していかんばんとです。自分自身が積算の見積もりにおいて、最低制限を割った。

9番（山本義隆君） 議長、質問に・・・

議長（松本佳久君） 答えます。

村長（横谷 巡君） 答えます。最低制限を割った、だからその理由を真摯に説明するという、普通なら落札会場でピシッと決めたらいいんですけども、やはり私は村内業者であるし、最低制限価格を割った理由を真摯に説明する義務があると思って来ていただいて説明したところです。

議長（松本佳久君） 山本義隆議員。

9番（山本義隆君） そこで、村長にお尋ねします。誤りは使命られていることから、確認できましたが、さてA業者は情報開示の求めを行い、昨年10月23日午前10時より、役場総務課において開札調書写しの交付を受け、予定価格調書の閲覧をしています。その折、入札担当者であった立会人以下3人の方は、最低落札価格については知らなかったと話をされております。常識にもありえないことです。開札責任者である村長、以下4人の担当者は開札調書、予定価格調書等を確認し、連携しながら事務を進めるのでミスは絶対に起こらないはずですよ。ですから今までこのような問題は起きていないのです。まして、最低価格を見落としたという実態はありませんし、あってはならないことです。

そこで、村長にお答えを願います。村長は、なぜ最低価格は書いてある予定価格調書を事務担当職員に見せなかったのか、見せればこういう失態は起きなかったはずですよ。村民のみなさんはケーブルテレビを見ておられますので、正直にお答えいただけますが、村長にお答えいただけます。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 正直にお答えいたします。最低制限価格は、封筒に入れて密封して、入札まで出納室に預けて当日でないといけません。これを他の職員が知ったら漏洩して大変なことになりますよ。これは、村長がちゃんと7割から9割の最低制限、7割から9割の間で最低制限をしなさいとなっていますから、それをつくり上げて密封して、出納室に預けて、そして入札のときに持ってきて開封をするということです。これを他の職員に事前に知ったならば、やっぱり入札、公平、透明性の入札はどうでしょうかね。非常にこれが心配です。

議長（松本佳久君） 山本義隆議員。

9番（山本義隆君） 村長、担当委員に見せなかったということは大問題になるのです。村長が勝手に予定価格表の数字を操ってられる。最初から落札業者を決めているいわゆる入札妨害の疑惑が発生することにつながっています。

さて、昨年12月27日付けで、A社は村長あてに不服申し立てされております。これに承えて、来年1月15日付けで村長はA社に対して回答されております。その回答に対する回答の一部を原稿のまま読んでみます。「本件については、事務的な不手際があったものの各社の入札金額は最低制限価格を下回っていることから、本年資格であったものであり」と書かれてあって、冒頭から村長に不手際があったことを認めておられます。そして、最後に次のような理由を述べて契約できないと結論付けてあります。現在、訂正した落札業者と契約を締結し、工事を施工中であり、各社の入札を有効とし、契約を締結することはできないかと考えております。これがA社と契約できない理由というわけです。村長はA社と契約したくないために、ほかの業者に工事を事前に施工されているのですか。このような理由が正当な理由になるのでしょうか。全く理由ができる話ではありません。村長は理由にならない理由で、契約できない一点張り、問題を大きくしたのは村長自身でしょう。すでに公文書によって不手際があったと認められる以上、A社に対しても誠意のある態度を示すべきではありませんか。A者の弁護士によれば、落札に双方が押印した時点で、双方が承諾したことにも関わり、契約は成立するという見解であります。にもかかわらず、横谷村長はA社の申し立てを理由にならない理由で拒否し、落札を認めようとはしません。A社は横谷村長の故意による入札妨害ではないかと受け止められております。A社の納得を得るまで正当な理由を示して、誠心誠意に対応できる人が人の道ではありませんか。村長が一方向的に拒否するだけでは問題の解決にはいたらないと思います。いずれにしても、この問題は村民のミスによる失態であることは明らかであります。A社に何ら責任がないのに、村長のミスでした、すみません。の一言で一件落着とはいかないわけです。法に照らし、正義に照らして正しく解決しなければならないと思います。

最後にお尋ねします。このような、あってはならない不祥事によって行政の信頼は著しく失墜したのであります。この行政の大失態の責任を村長はどうとられているのかお答えいただけます。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） まず、契約までの経過が、総務課長がずっと説明してありますから、そこを説明させてください。

議長（松本佳久君） はい、その後で村長も。

村長（横谷 巡君） はい。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。いま回答書に基づく回答を述べていただきました。再度、確認のみですね、私から発言をさせていただきます。まず当日ですね、やはり当初落札と述べましたので言動、または今あります開札調書に押印をしているということで、事務的に適切なものではなかったということでございますけども、指名競争入札通知書を各業者さんに差し上げますが、その中で「最低制限価格あり」という記載を入れております。これは「最低制限価格を設ける」という意味の記載でございます。それから、それに基づき規定がございます。山江村工事執行規則第20条の中に、ちょっと読ませていただきます。「落札者は、予定価格以下であって、その予定価格の7割から9割までの範囲内で定められた額をくぐらない最低価格の入札をした者とする」、それからもう一つございます。「山江村競争契約入札心得」、この第8条第2項の中に、「最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする」という規定がございます。この規定に基づいて、当初、そのように下回っていた業者さんを落札としましたけども、それをその時点でですね、気づきましたので、即訂正をさせていただきます。本来入札というものはですね、ほかのもですが、法令また規則などの規定に基づき執行するものでございます。したがって、この落札の宣言とかですね、落札の押印ですね、決定するものではないということで、この規則に基づき落札者を訂正させていただきました。以上がその内容でございます。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 私たちは村民の代表者として、やはり特に入札についてはですね、本当に気をつけて厳正にしなければなりません。しかし人間ですから、過ちがあったときには速やかに訂正をすると、そして、その対応をしなければなりません。山江村は最低制限価格を設けています。指名するときに最低制限がありますよという通知をします。それに基づいて積算して入札に臨まれるわけです。ですから今、山本議員がおっしゃるように、決して便宜を働いたとか、そういう言葉は訂正してもらいたいんですけども、そういった言葉とかなんかを言っていただくということよりか、本当に今、山本議員がおっしゃったように、今回のこのようなことがないように反省をしながら、厳正、公平に透明性のある入札事務にあたっていくことを担当課含めて、もちろん私もですけども、肝に銘じて、今後落札にあたっていきたいと思います。そして、A業者さんも確かに一生懸命積算されて頑張られたと思いますよ、二つのA工区もB工区もぎりぎりですとされて、線からおちよるです

から、1円でも範囲に達していれば二つの工区は取られるわけですよ、地元ですから、そういったことから今後ともですね、そのA業者さんの地場産業としての発展のためには、しっかりのご支援をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（松本佳久君） 村長、質問者は何か責任をとられるのかどうかということも聞いておられますけど。はい、どうぞ。

村長（横谷 巡君） やはり責任の問題ですけれども、やはり速やかに気づいたときには人間誰しも、例えばNHK、テレビ等でも過ちがあったときには訂正されます。あれをしないと大変です。議場の皆さんも過ちのときには訂正されます。だから、そういったことは人間社会ではあることです。ですから、これは責任とか何かの問題じゃなくて、私が十分に反省をし、公正、厳正な入札を今後心がけていくということをお誓い申し上げます。そういったことで、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（松本佳久君） 山本義隆議員。

9番（山本義隆君） とにかくですね、A社はこれまで山江村の発展に貢献してきた村内業者の1社であり、山江村の村民であります。あってはならない最低価格の見落としという理由で、誠心誠意損害を与えることのないよう、誠実謙虚な対応で対応されることも行政の責務だと思います。この問題の円満な解決を図られることを切に要望して私の質問を終わります。

議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を13時00分、午後1時といたします。

-----  
休憩 午前11時52分  
再開 午後 1時00分  
-----

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、田原龍太郎議員より、1、(株)「やまえ」の経営について。2、(株)「やまえ」の従業員処遇についての通告が出ております。

田原龍太郎議員の質問を許します。5番、田原龍太郎議員。

田原龍太郎君の一般質問

5番（田原龍太郎君） こんにちは、5番議員、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、株式会社やまえの経営についてお尋ねします。皆様ご存じのとおり温泉センター、物産館の経営状況は非常に悪く、膨大な赤字を抱えております。12月の一般質問でも言いましたが、この3年間の累積赤字は5,000万を超えており、ゆゆしき事態であり、大なたを振るう経営改善が必要であります。以前は村内、村外からも大勢のお客さんが見えになり上場の評判でした。しかし、いま聞こえてくるのは、「サービスが悪くなった」、「温泉なのに寒々としている」、「料理がおいしくない」、「雰囲気が変わった」などと、以前には聞かなかった悲観的な声ばかりが聞こえてきます。やまえの温泉センターは、その特徴である床暖房、家族風呂、温泉付き宿泊施設が魅力で評判も良く、前村長時代にはボーナスの支給があったほど黒字の経営でした。今は温泉の特徴であり、自慢である床暖房が切れ、家族風呂や温泉付き宿泊施設のお湯も切っていると聞いております。こんなことでは良いはずがありません。お客様がガタ減りするのも当然です。

そして、社長の経営感覚を疑う事例があります。農家が納入した米、粟、ゆずなどの代金が支払われてないという事例です。昨年10月に納めた新米50袋、50袋です。この代金がまだいまだに支払ってもらえず、また支払い遅れたり、本当に困っておられるのです。これは農家いじめ以外の何でもありません。決してあってはならないことです。最低でも正月前にはですね、少しでも支払ってもらってほしいのが本当だろうと思います。物は買っても支払わないという社長の傲慢（ごうまん）ぶりに村民の多くの方が困り、そして憤慨しておられます。このような経営者の不正など見たことありません。

横谷村長は、村政座談会等で赤字の原因は前村長のせいだと、散々発言してこられました。赤字の原因を他人のせいにするのでは赤字経営は無理だと思います。この3年間の膨大な赤字の責任と、現在のような経営姿勢は決して許されるものではありません。民間会社であれば赤字経営が3年も続けば社長の更迭は当たり前です。株式会社やまえは第三セクターの民間会社です。村長にお尋ねします。株式会社やまえの社長として、どのように責任を感じられておられますか。そして、納入された品物の支払いはいつされるのですか、簡潔に誠意ある答弁をお聞かせください。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 田原議員にはですね、いつも温泉センター、株式会社やまえの経営改善についてご指導、ご指摘をいただいております。議会もこのような事情を

理解いただいて、議会の特別委員会をつくれ、そして、ご指導いただきながら今3年間の経営改善策に入っているところであります。決して、今、私が平成22年8月末に社長に就任したから、即赤字じゃなくて、その前からの原因がたくさんあるわけです。要は、なくてはならない株式会社やまえ、温泉センター物産館として、このような厳しい経営から村民の方が1回でも2回でも利用していただく、助けていただく、従業員も営業し、お客さんを連れて来る。こういった親方日の丸体質からの脱却が何よりも必要なというふうに思っています。

ただいま、「責任」とかいろいろ言われましたけれども、確かに今社長ですから、山江村、森林組合、商工会、それからJA、そして物産出荷協議会、この株式で運営している会社ですから、その中の一番山江村が出資が多いから社長と、代表取締役というふうになっております。もう何回となく議会の特別委員会等でも、ズバリ指摘はありますし、その経営に向かって今対処しているわけですがけれども、確かに、やはり資金繰りというものがあります。田原議員もよくご存じのように利益を上げて手持ち資金がないと運転資金が回らんわけですよ。確かに支払わなければならないものについても、ちょっと遅れるとか。やはり、手持ち資金をどのように緊急的なことから使っていくかと、手持ち資金があるならば、運営がうまくいくんですけれども、今手持ち資金が本当に日々の売上げ等によって賄っていますから、田原議員がご指摘のとおり経営は誠に厳しいものがあります。しかし、一刻も早く改善するように今25年度1年目、26年度、27年度にはどうにか経営改善をしたいと思いつつも、昨今の社会情勢のいろんな変化、消費者ニーズ、1,000メーターからポンプアップしていますから、加温しないと45度、46度にならない。この重油単価が4、5年前からずっと7、8円ぐらい上がってますよね、この重油の高騰も非常に22万リットルたきますから、10円上がればすぐ2,000万円ぐらいになると、今は1,800万円から1,900万円ぐらいの燃料費が要つとですけども、非常に圧迫をしていると。

そして、もう一つはご指摘のように、やっぱり施設で働く人々がどしこ入れ替わったとしても、そこに働いている人の心、意識改革がないと、やっぱり変わらないのかなというふうに思っています。田原議員もご承知のように株式会社球磨川下り、全員解雇、給料を賃金にしないとたつていかない。観光客が激減したと、だから球磨川下りも消灯とか、いろいろかして改善策をされていると。本当に球磨郡市、県下市町村の類似施設は、もう他の市町村も厳しい経営のようです。だからこそ、議会が特別委員会をつくっていただきましたから、いち早くどうにかして立ち上がろうという懸命、今、一生懸命してます。しかし、まだまだ道半ば、いま田原議員がおっしゃってるように、改善がなされるように一生懸命努め、そして利益を

上げていくことが私の責任というふうに思っていますので、どうぞ、田原議員が一番内容を知っていらっしゃいますから、今後ともご指導いただければというふうに思います。

議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） 今、社長がですね、社長というか、村長が言われましたように、社会の状況というのもあると思います。しかし、A重油に関しても散々言っているようにですね、まだあのままですよ、私、見てきましたけど、あのまま。だから、意識改革、意識改革と、いろいろ言われますけど、そのためにはやっぱりどうしたらいいかというのをやっぱり考えておられると思いますけど、いずれにしても社長である横谷村長は、この責任を逃れないように前向きで反省されるよう寛容します。平成24年度12月に投入された、さっき村長も言われましたが1,000万円というお金を村民の血税でありますので、それを返還しなければなりません。村民の皆様に真摯な姿勢を示して、経営立て直しに向けて村民を裏切ることはせずに努力、まい進されるよう、村民を代表して強く要望しておきます。

次に、株式会社やまえにおける人権問題について、ちょっとお尋ねします。驚くことに、ここ数年で退職者が、退職された社員が20名を超えるということを知りました。常識的に考えられないことです。働く環境が劣悪なのか、それとも退職強要されているのか、理解に苦しむところであります。そこで村長にお尋ねします。ここ3年間での社員の入れ替わりの状況というか、それがわかったら教えてください。

議長（松本佳久君） 中山産業振興課。

産業振興課長（中山久男君） それではただいま田原議員の質問について、説明させていただきます。この3年間、24年度まででよろしいでしょうか、25年。

5番（田原龍太郎君） 前期までではないんですか。25年度の前期ぐらいまではわかりませんか。わかったしこでよかです。

産業振興課長（中山久男君） はい、わかっている範囲でお答えさせていただきます。従業員といいましても、正社員、パート等がございます。まず、正社員につきまして、平成22年度1名の退職、23年度は2名の退職、24年度は4名の退職、25年につきましてはですね、3名の退職になっております。当然社員の入れ替わり等っております。また、パート等につきましてはですね、その都度の期間等との従事の期間とありまして、それぞれ入れ替え等はあつとるようでございます。以上でございます。

議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） 確かに正社員、パートの人おられます。本当に常識からいっ

たならば20名を超えるというのは大変なことだと思っています。それがないようにですね、やっていただきますと思います。その中にですね、退職された方の中に私が特に関心をもった社員がおられるわけですけど、その元の社員は経理を担当された方で、ここでは名前をAさんと呼ぶようにします。そのAさんはある日、社長からですね、村長から、顛末書の提出を求められたそうです。このことがあってから間もなくAさんは退職されるわけですが、正直に言いますとAさんは顛末書の名をかりて、反省文を書かされたのではないか、このように書かないとあなたはクビになりますよと、文書の書き替えを強要され、自分自身に反した内容で顛末書を書いておられるわけです。ここで村長にちょっとお尋ねしますが、顛末書とは何か、この概念を述べてください。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 後ほども、この出資金等の預金について、別の議員から質問があると思いますが、実は、平成21年度に非常に、いわゆる出資金、当初設立したときの出したお金等の取り崩し等が行われております。また、JA等からも多額な借財も出てきました。ですから、そのようなことを知っているのは社長、支配人が辞めたあと、経理だけでございます。ですから、24年の何月でしたか、取締役会議をしたときに、非常に経営が厳しかったから、村のほうに、今、田原議員がおっしゃったように1,000万円貸付をお願いしましたよね。実は、その前にある取締役から出資金が1,300万円があるから、これを取り崩せと、そこがあったから、その経過がわからなかったから経理に聞いたところが、実はこうこうこうでしたという発言でした、でした。ですから、その支配人のほうから、その時の事情をちゃんと説明してくれということで顛末書が出されたものと私は思っています。

議長（松本佳久君） 村長、なんか顛末書とはどのような概念を持っておられるかと聞いておられます。

村長（横谷 巡君） はい。顛末書とはですね、その担当として、本当に経理担当として、この使い道とか収入、支出ありますよね、こういった関係で、本当に株式会社やまえとして、ふさわしい経理担当をしたのか。あるいは誰からの指示で、この取締役会というのに諮らなければならないのが諮ってないということですから、その経過等とですね、十分に知るのがもう経理しかいなかったんですよ、ですから、そのことを知りたいなということで、取締役会の中で出てきたものを担当の方がこのようなことでしたということですから、強制でも何でも無いというふうに思います。以上でございます。

議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） 社長がですね、そう言われましたけど、顛末書というのは、

私もちょっと調べて、物事のはじめから終わりまでの経緯を表したものでありますが、反省文とはちょっとまた違うわけなんですね、ところが、顛末書を書いたのではなく、書かされたというふうに聞いております。こう書かないとあなたはクビになりますよと、添削されたとおりに書いて印鑑を押したということ、これは事実であります。これは本人に確認しています。この文書の一部を読みます。「取締役、株主総会にとり合うことなく、内山村長決済済みのみで、JAの預金通帳を解約し、返済処理に充てました。山崎元支配人、内山元村長の指示があったとはいえ、取締役、株主への連絡を怠ったことを深く反省しております」というのは、これは文面です。このような文面で顛末書の名前のもと反省文を書かされておられるわけですけど、ちょっと私なりに内容にいくつか疑問点があります。一つは、上司の許可を得て預金を解約し返済した。返済処置したことがなぜ問題なのか。二つ目に、預金解約に取締役会及び株主総会の開催が必要であるのか、ということです。ちょっと確認したところ、お金をおろすのに取締役及び株主総会の開催は必要ないということを確認しましたが、問題があるかのようにですね、Aさんにその責任を負わせて退職に追い込む意図的な感が見えてるんじゃないかと、私は感じておりました。そこで村長のお尋ねしますが、前の12月の一般質問でもお答えしたと思うんですけど、預金解約する行為ですね。それと取締役会及び株主総会の開催が必要であるかということですね、株式会社やまへの定款のどこの条項に書いてあるのかなと思って調べてみましたが、ちょっと見つけきれませんでした。これについてちょっと、定款についてですね、ちょっと説明してください。どこにあったか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。株式会社やまえというのは、先ほど言いましたように、山江村、商工会、森林組合、それからその他JA、物産出荷協議会の株式のもとに資本金1,300万円でスタートした会社であります。ですから、重要な借財の承認とか、あるいは大切な人事とか、あるいは額面株式の変更とか、こういうときには、必ず株主、株主の代表者が取締役会議するわけですから、今は村長、そして商工会長、森林組合長、そして物産出荷協議会で取締役ということで構成し、会議をしております。お尋ねの今回の預金をおろすのに、なぜ必要かと。そしてまた、約款とか商法上の問題とかあります。私もよく調べていろんな人に聞いてみました。その中でですね、取締役会規則の第10条の決議事項、これは額面株式からの変更ですけれども、商法260条の2に規定されている株主総会で決議すべき専属的決議事項は、重要な財産の処分及び譲り受け、多額の借財に該当するもの、この重要な決議事項を取締役に諮らず規則に反し、無断でするといけないというのが商法上載っていました。ですから、必ず株式会社をつくるときには、その

規定に基づいて行わなければならない。田原議員おっしゃったように、例えば物産館の出資金が別段預金として積み立ててありました。これは出資金として300万円、温泉センターが1,000万円、これ抱き合わせて1,300万円が出資金として今度は資本金に変わっているわけですね、ですから、それを1,000万円取り崩す、300万円取り崩すとなってくると、多額な借財というふうになりますから、取締役会に諮っておろさなければならない。ですから、非常に経営が厳しかったから、ある株主から出資金を取り崩して経営資金に使ったらどうかと言われたときに、それがもう解約されてなかったということもございました。そういったことで、この商法上等に類じて、約款等も作らなければなりませんから、これは当然どの株式会社もこういう規定があるというふうに思っています。

5番(田原龍太郎君) 定款には、載っていないんですかね、載ってるんですかね。  
村長(横谷 巡君) 定款にはですね、ここにありますがけれども、決議事項に、次に掲げる事項は取締役会の決議によらなければならない。法定の事故、法定というのは今言ったようなことですね、商法上決まっていますから、そのほかに額面株式の転換、それから株主総会への招集、総支配人、その他重要な社員の選任及び解任、不動産の譲渡及び譲り受け、債権放棄、特許権及びのおはの情勢及び譲り受け、資金収支計画の承認、こういったものがいっぱいあってあります。全部でうちのとは20項目あります。こういうのがうたってあります。

議長(松本佳久君) 田原龍太郎議員。

5番(田原龍太郎君) この規則、取締役会の規則ですか、それについてはわかりました。普通の会社においてはですね、社長、今回の場合は支配人、社長がしたのだから、あまり全員の印鑑は必要ないだろうと、決済は必要でないだろうと、私は思っておりましたけど、そういうあれがあるとすれば、それは平成何年のあれですかね、取締役会の最後に施行されたというか。

議長(松本佳久君) 村長。

村長(横谷 巡君) これはですね、附則、この規則は平成20年7月1日から施行するです。はい。

議長(松本佳久君) 田原龍太郎議員。

5番(田原龍太郎君) ならば私が持ってるのと一緒ですね、そんならこれは35条だろうとは思いますが。取締役会のあれですね、わかりました。

次に移りますけど、さらに三つ目の問題点というのがあります。ミステリーのような不思議な疑問を感じさせるわけですけど、前村長時代に預金が解約して、返済処置をしたという時点から、もう3年経った後にですね、これはたしか平成21年の10月にたしか、11月頃があれだと思えます。解約されたんじゃないかと思

ます。それが3年経った頃、去年の2月に顛末書という形で書かされておるわけですが、この3年間の空白があるのにですね、この反省文を書かされたのは、前社長時代の社員ですので、全社員をクビを切るために書かされた手口じゃないかなという疑問があります。強制的に書かれた顛末書は、本人からこれは確認してるんですけど、強制的に書かされた、この顛末書ははまだ、ただいま説明しましたように疑問だらけです。3年間も過ぎた後ということですね、とにかくこういうこと書かないと、あなたはクビになりますよという社長の強制は強迫であり問題であります。人権問題も甚だしいと私は思います。このことがあってから間もなくAさんはこの会社を嫌になった、あまりにもひどいといって退職されるわけですけど、つまり、これは狙い撃ちされた前村長の時代の社員をですね、狙い撃ちした退職に追い込んだんじゃないかという、いじめ、いわゆる人外障害でもあるんじゃないかと私は考えております。そこで、村長にお尋ねしますが、前の、このAさんをですね、不当退職と私は思うんですけど、Aさんに詫言いで、Aさんの復職をですね、復職させる考えはありませんか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えいたします。3年経ってということですけども、結局先ほど言いましたように、出資金がないのがわかったのがその時だったもんですから、だから、そのAさんという方が顛末書を書いたわけですね、だから決して、決して故意とかなんかはありません。ただ、Aさんはやっとな晩婚で子どもが1人でできて休んでおられました、長く、復職してだいぶんと勤めておられました。そして、ご主人は今回も「辞めてくれるな」と言われたけれども、2人目の子どもが欲しいと、村長室に来られましたから挨拶に、「経理の担当だからいてください」と言ったけど、旦那は「残って働いてくれ」と言われるけど、2人目が欲しいということで、勝手ですけどもということで退職を自分から申し出てされたわけです。ですから、私は真摯に本当に長い間ご苦労さまでしたという励ましの言葉をいただいて、別れたところでございます。

議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） 本人がそうして辞められたということではありますが、私がちょっと確認したことと違ってですね、いずれにしても、いじめに似たこんな行為はですね、決して許されるものではありません。このような社長の不当な行為をまかり通るような職場であったならば、以前にも良かった評判もがた落ちするんじゃないかと私は思いました。お客様は減り、社員は辞め、そして赤字がだんだん膨らんでくるということになりますと、やはり株式会社やまへの評判も落ちます。これじゃあやっぱりいけませんので、社長である村長もですね、経営者として、ほかの森

林組合長もおられますけど、経営者として責任をですね、明確しておられるとは思いますが、村民の皆さんにきちんとですね、徹底した経緯をやりますよということに取り組んでいただいでですね、お願いしたいと思います。先ほども言いましたが、投入された村民の血税1,000万円がありますので、これは来年27年度からの返済だったですかね、それで26年度は残っているやつと合わせて200万円の借金もあります。返さんばいかんわけですので、そういうふうに努力されてですね、以前のような和気あいあいの職場環境が回復されるよう、村民はもちろん村外からも大勢の来客ににぎわう山江村、自慢の温泉センター物産の再建を図ってほしいと思います。心からそう願って私の質問を終わります。

議長（松本佳久君） 次に4番、岩山正義議員より、1、消費税増税について。2、ふるさと応援寄附金について。3、村づくりについての通告が出ております。

岩山正義議員の質問を許します。4番、岩山正義議員。

#### 岩山正義君の一般質問

4番（岩山正義君） こんにちは、4番、岩山です。通告書に従いまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

消費税増税について通告をいたしております。増え続ける社会保障の財源ということで、4月から消費税が3%増額され8%となります。山江村の26年度一般会計歳出予算の款1、議会費から款10の災害復旧費まで消費税が関係すると思われる項目が需用費関係、使用料関係、工事費関係など数多くありますが、消費税3%増額に伴う支出額が財政としてどれだけの金額ということで試算されておりますか。それとまた、2015年10月から2%引き上げとなり、消費税が10%と予定、これは予定されておりますが、さらなる節約と、自主財源での対応となると思いますが、この2点に対しまして、質問をお願いいたします。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問につきましてお答えいたします。ご承知のとおり、年金、医療及び介護の社会保障給付、並びに少子化対策など、社会保障政策に要する経費の財源確保を図ることを目的に、平成26年4月からこれまでの5%から8%に消費税が引き上げられ、そのうち地方消費税率が1%から1.7%へ引き上げられます。そのような中、平成26年度一般会計予算を編成しましたところでございますけれども、その増額分の消費税3%があてる支出につきましては、試算をしてみましたところ、概算の金額でございますけれども、需用費、役務費、備品購入費などの物件費で1,700万円程度、それから26年度

予算に計上しております委託料で800万円程度、工事請負費で500万円程度、総額の3,000万円程度の増額ではないかというふうに見ております。また、2015年10月にさらに2%引き上げられ、10%となる予定ですが、平成25年度の施設等の使用料、それから証明書等の発行手数料、それから村有財産の貸付料などの収入実績見込額を算出したしまして、今回の消費税増税分を含んだ場合の見込額との差額を試算してみましたところ、20万円ほどの増でございました。全体の予算からしますと、微増であったこと、それから引き上げることによる利用者等の減も懸念し、また、村民の方々の負担増も考慮し、今回は上下水道を除き、据え置くことといたしました。ただ、10%になりますと、さらに2%の増ということになりますので、当然支出がさらに増額いたします。財政運営にも影響が出てくるというふうに思われますので、現段階では10%に増税されましたときに、見直しについて全般的に検討したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 4番、岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい、だいたいわかりました。

次に、逆なんですけど、消費税交付金として、先ほど言われましたが、消費税8%のうちに、ご存じのとおり6.3%が国税分1.7%が地方消費税分として、またその2分の1が市町村に配付されると思います。26年度当初予算に前年費300万円の増の2,000万円で計上されております。現消費税が5%ですけど、決算を見てみますと、2,000万円を超える交付税がきている、今までの実績としてですね、きていると思いますが、この交付金の最終額といいますか、どれぐらいと試算されておりますか、ということをお尋ねいたしたいと思います。また、消費税増税に伴う臨時福祉交付金と子育て世帯臨時交付金の支給対象者と交付額についてもあわせて質問いたします。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。地方消費税交付金とは、消費税5%のうち、国の分が4%、地方分が1%が徴収されておまして、地方分の2分の1が都道府県に、残りの2分の1は人口、従業者数を按分し、県から町村へ交付される交付金でございます。今回、消費税が8%となることから国分が6.3%、地方分が1.7%となります。平成25年度につきましては、最終的に2,500万円程度を見込んでおまして、県内事業所の倒産、減収による収納額の減などを考慮いたしまして、68%程度に減額いたしまして、予算といたしましては、1,700万円程度を計上しております。それから、平成26年度につきましては、地方消費税の0.7%増加、過去3年間の実績などを見て、最終見込額を2,650万円程度に設定いたしました。予算といたしましては、駆

け込み投資による減などを考慮いたしまして、その75%程度の2,000万円を計上したところでございます。

それから、2点目のご質問でございますが、平成26年4月からの消費税増税に伴い、創設されます臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者と交付見込額についてでございますが、まず臨時福祉給付金とは、低所得者の負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として支給される給付金でございます。村民税の均等割りが課税されない方で、平成26年1月1日現在において住民登録がされている方が支給対象でございます。支給額は支給対象者1人につき1万円で、老齢基礎年金、児童扶養手当等の一定の年金、手当等の受給者につきましては、1人につき5,000円加算されます。本村の対象者を調べてみましたところ、基本対象者が1,100人、そのうち加算対象者が1,000人ほどで、支給総額としましては、1,600万円程度を見込んでおります。また、子育て世帯臨時特例給付金は、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と併給調整して支給する給付金でございます。平成26年1月1日において、平成26年1月分の児童手当の受給者で、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が支給対象でございます。対象児童1人につき1万円交付されます。本村につきましては、514人ほど現在のところおられるようで、支給総額514万円程度を予算として見込んで計上しておるところでございます。以上です。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい、ありがとうございました。

次に、特別会計の使用料における消費税の取り扱いについて質問させていただきます。水道、下水道使用料は先ほど言いましたとおり、消費税が8%になりますが、今まで同様内税による納税で水道料金は超過料金100円を130円、下水道は世帯割り510円を560円、業務用310円を360円の改正案が本議会に提案されておりますが、増額内容の説明とですね、基本料金については、どのように考えておられるか質問いたします。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

まず、本村の水道、下水道事業の特別会計での消費税の取り扱いですけれども、平成9年の3%から5%につきましては消費税引き上げ時には水道料、基本料金みの値上げでございまして、超過料金は据え置きでございました。下水道料につきましては、基本料金と世帯割りともそれぞれ消費税引き上げ分を値上とした料金改定した経緯でございます。追加料金、消費税徴収官が取れるかということですが

ども、その財源等はどのように考えるかというご質問ですけれども、ご承知のように、今回の消費税引き上げに伴う料金改定は、それぞれ基本料金は据え置き、水道料は超過料金、下水道は世帯員割りの料金の値上げとしておるところでございます。消費税についての増税については、超過料金及び世帯員割りなどの使用料、全体の収入からと、繰入金などで補うようにいたしております。また、今回消費税引き上げによる料金改定につきましては、先に水道事業運営協議会で協議決定していただいた料金設定でございまして、今回使用料値上げ分については、例えば、水道料使用については、超過量越えない10トン以下の場合は、基本料金のみを使用料金となり、高齢者世帯や一人暮らしの世帯などへ負担をなるべくかけないような料金の改定にしたところでございます。以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） ただいまの件で、また先ほどもありましたが、2015年からの10%についてはどのように考えておられるかお伺いいたします。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の2015年10月の消費税引き上げ10%時はどうなるかということでございますが、先にも申しましたが、今回の消費税引き上げによる料金改定につきましては、水道事業運営協議会について協議した料金でございまして、そのときの協議事項としまして、今後消費税10%引き上げが予想される2015年10月については値上げをしないということで決定していただいているところでございます。あくまでも水道料金、下水道料金のことでございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい、わかりました。使用料金の料金、要するに消費税分の改正、料金も若干あると思いますが、住民にですね、事前にわかりやすいチラシ等をつくり、各戸にですね、周知をしていただければと思っております。

次に、消費税で、あと1点でございますが、ケーブルテレビ会計のですね、消費税増税の改正が、今回は見送られておりますが、その経緯とですね、同じく2015年については、どう考えておられるかということをお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。村内の情報格差を是正し、産業、経済、教育文化の向上及び村民の福祉の増進を図り、住民と行政が一体となった新しい時代のコミュニティをつくり上げることを目的に設置いたしましたこのケーブルテレビ施設でございますけれども、開局して5年目を迎えております。平成26年2月末現在で、加入者が927世帯で、加入率にして

約78%、インターネット加入世帯数は191世帯で約16%という状況でございます。そのような中でございますけれども、使用料の値上げについてというようなことではございますが、まずこの値上げにつきましては、ケーブルテレビ放送運営委員会というのがございまして、その中でも協議をいたしましたところでございます。使用料を5%から8%に値上げした場合の1年間の使用料総額の差額を試算いたしましたところ、約66万円ほどでございました。また、平成25年度に申告をいたしました消費税額、これが約9万5,000円ほどでございました。現在の運営状況等もですね、考慮いたします。

それから、平成26年度にも新しい取り組みといたしまして、インターネット加入促進を図るため、無線LANルーターを1世帯1台、月額100円でリースする貸付制度の取り組みも始めるよう本議会に提案しているところでございます。そのようなもろもろのことを考慮いたしまして、今回の値上げは据え置くことといたしました。ただ、先ほどございましたとおり、2015年10月には10%に引き上げられるということでございますので、その対応につきましては、特にケーブルテレビは消費税の申告もございまして、そのためには加入者の増加、それから使用料未納者の滞納整理の強化などを図る必要があると考えておりますし、10%になりますと、やはり運営にも影響が出てくることも予想されますので、先ほど申し上げましたとおり、全般的に見直しを検討するということでございますので、合わせまして、ケーブルテレビの使用料につきましても、10%増税時に見直しについて検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） よくわかりました。その10%のときにですね、検討してみるということで、上げる上げないは、その運営委員会ですかね、その中で決まってくると思いますけど、要するに、一般会計の持ち出しもあるということでございますので、平等に税をとということを考えれば、上げることもいいんじゃないかなと、私個人としては思っております。

次に、ふるさと応援寄附金について質問いたします。ふるさと納税制度が始まって6年経過いたしますが、各自治体それぞれ思考を凝らして支援のお願いなどを目に見しているところでございます。午前中ありました回答の中に、寄附者は90%が村内出身者ではなかろうかということでありまして、村外出身者がえらい少ないなという気もいたしております。そこで、これまでの寄附金額はどれだけかということをお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。ふるさ

と応援寄附金の状況についてでございます。開始当初からの状況を申しますと、平成20年度は27件で142万円、平成21年度は12件で48万7,000円、平成22年度は5件で19万9,000円、平成23年度は10件で33万9,000円、平成24年度は70件で116万円、そして平成25年度は、平成26年2月末現在で188件で204万2,000円、これをトータルいたしますと、312件で564万8,000円でございます。今の数字でわかりますとおり、開始当初は年々減少してはございましたが、ここ数年は増加傾向にあるというふうに見ております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 午前中もありましたが、ホームページ等でですね、いろいろ変更に変更するべきはですね、いろんな、何と言いますか、お返し分をですね、そういったことも検討してみて、そういうことが増加につながると思いますので、そういった点もよろしくお願ひしたいと思ひます。活用事業が7項目ということで上がっておると思いますが、それに賛同いただきました寄附者の山江村に対する愛情と期待、応援したいという熱い気持ちを思ひますと、積み立ててまとまった金額まで待つのか、事業の一部として早めに活用するのか悩むところではあると思ひますが、そのような活用計画で、どのようなですね、活用計画で運営されて、計画されているのかということをお尋ねいたしたいと思ひます。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。寄附金の活用につきましては、今ありましたとおり、七つの用途を指定し、区分をしております。それぞれの金額を見た場合、平成24年度までのこれは基金額でございますが、小規模な事業への活用しかできないというふうな観点から保留をしておりました。しかしながら、平成25年度におきましては、予想を超える件数となり、用途区分によっては一定の事業に活用できる額になったものもあるというふうに思っています。ちなみに、平成20年度から平成26年2月までで、用途により、その他目的達成のために、村長が必要と認める事業を除きまして、基金額が一番高いもので、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、これが65万2,000円。それから、少ないもので伝統芸能、文化伝承事業の7万5,000円というふうになっております。その他用途がまだございますが、いってみますと、特産品の開発事業、それから高齢者の生活支援事業、自然環境保全事業、ボンネットバスの保存事業などの用途を指定しておりますので、今後、それぞれの用途に合った事業計画がなされ、それに合った造成金額ですね、先ほどもしました造成金額の折り合いがつけば基金を充当し活用に努めていきたいと今考えておるところでございます。また、活用後は

ですね、どのような事業にどのくらい金額を充当したか、ホームページとか広報誌等で周知をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、本年度予算、26年度予算にふるさと応援基金より100万円を繰り入れてあります。これはどのような事業に活用されるのか質問いたします。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。平成26年度につきましては、村有施設の有効活用事業というようなことで、歴史民俗資料館のイベントスペースを改修し、これまで教育委員会の事務所横にありました図書館を移設いたしまして、子ども図書館を設置するよう計画をしております。予算にも計上しておりますところでございますが、その際必要となる子ども図書館でございますので、絵本とかですね。児童向けの図書等の購入費としまして、100万円を当初予算に計上しております。これにつきましては、ふるさと応援基金の用途区分、先ほどもしましたが、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業から65万2,000円のうち50万円、それからその他目的達成のために、村長が必要と認める事業から360万4,000円ございますが、そのうちの50万円の合計100万円を一般会計に繰り入れまして、この図書購入費に充当することとしております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい、よくわかりました。子ども向けの図書、要するに今ある図書室をそれに使うということでございますね、はい、わかりました。

次に、村づくりについて通告をしております。若干7番議員の質問と重複するところがあるかと思いますが、了承お願いいたします。

村長は、村づくり政策の支持を受け選挙により選出され、その大きな意味と村民の期待を受け、住民目線で足元を照らす村づくりに取り組み実現されているところでございますが、任期が残すところ約4.5カ月でございます。村長が掲げた基本政策に基づいた村づくりの進捗と達成状況について質問いたします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） お答えさせていただきます。平成22年の8月に就任以来いまままで村民の皆様、議員各位にご協力、ご支援いただいて、村政を担ってきましてけれども、その間の基本政策の進捗と達成状況についてお尋ねでございます。私が掲げました5つの基本政策、それぞれおおむね達成できたもの、達成実現の道筋ができたもの、課題として残ったものというものがあると思いますが、まず健全財政の

確立につきましては、本当に必要な事業の推進に取り組み、無駄な事業をなくし、例えば村長公用車を大型車から小型のハイブリット車に変えたと。給料、交際費の減額、職員の挨拶、お客様など職員の意識改革。

また将来を見据えた球磨郡 8 町村同型の行政システム等を導入いたしました。財政状況は県下市町村でも極めて良好であります。

農林業の振興ですが、やはり経済の基盤を支えるのは、なんといっても農林業の振興が必要不可欠であります。特産栗の再生、薬草、ミシマサイコ（三島柴胡）などの新規農作物の奨励、畜産の振興、就農者支援や果汁振興補助制度、山林による働く場の確保、林業従事者の社会保障制度の充実、それにシカ、サル、イノシシなどの有害獣対策に努めてまいりました。

やさしい福祉の推進ですが、脳ドックの助成、在宅介護家族応援手当の支給、黎明館を福祉施設に活用、各公民館を整備し介護予防拠点に、病気の早期発見、早期治療のための特定健診受診率の 65% 達成、男女共同参画の推進、お年寄りや弱者にやさしい福祉の推進に努めてきたところです。また、暮らしに欠かせない生活道路の維持管理の徹底、環境、定住促進におきましては、太陽光発電システム、住宅リフォーム、地元産材活用への助成、万江地区に村営住宅とコミュニティセンターを建設し、県南市町村では唯一山江村だけが人口が増えたところでもございます。

子育て支援、教育環境の充実であります。こんにちは赤ちゃん祝い金の創設、子育て支援相談員の設置、子育てサロンの実施、不妊治療費の助成等による出生率の向上、中学 3 年生までの医療費の無料化、教育 ICT の導入や村営無料学習塾の開校による子供たちの基礎学力向上を図り、子どもたちの基礎学力向上を図り、山江村の奇跡として、マスコミ等から注目されているところでもございます。未来を担う子どもたちの育成に努めてまいりました。

広域行政の推進ですが、長年の懸案事項、葦原別府にありますごみ処理場、25 年間創業し、9 年間放置してありました。これを就任し、2 年間で解体し、地元の意見をお聞きし、公園化を実施したところでもございます。このようにおおむね基本政策の推進については、おおむね達成できたかなと、課題もありますけれども、残されたものは課題として捉えたいというふうに思っています。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4 番（岩山正義君） 次に、次期村政運営について通告をしております。1 期目の 4 年間は、前任者の残事業をこなしながら、村民との約束であるマニフェストを副村長空席のなか、次々に実行し、実績を積み重ねておられることは、村民だれもが認めるところであると思います。村民の評価は上がっております。よく例えられますが、1 期目は耕し、種をまき、2 期目は苗を育て、3 期目で花を咲かせ実がなり、

収穫といわれております。午前中の答弁の中で、次期村長選挙に出馬するとの力強い決意表明がありましたので、次期村政運営についての村長の考え方をお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 次期村政運営についてのお尋ねでございますが、1期目は岩山議員ご指摘のように、耕し、種をまき、やっと芽が出る状況であります。出た芽がしっかりと育つように5つの基本政策の継続、また山江村が持つ自然、資源、人を生かした地域に根ざした足腰の強い、スモールプロジェクト、足元に根ざした企画による個性と特色のあるスモールビレッジ、小さな村ではありますけれども、小さくても光り輝く村、それも子育て、教育、産業、健康、福祉など環境と一体化したエコな村づくり、この実現のために多くの村民の皆様のご支援とご理解をいただくということができたならば、山江村のさらなる発展のために引き続き村政を担わせていただきたいというふうに考えています。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 種をまいた以上は、苗を育てる責任があります。育てた以上は収穫まで行うよう、村民の期待に応えていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を14時15分といたします。

-----  
休憩 午後2時07分

再開 午後2時15分  
-----

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に3番議員、中竹耕一郎議員より1、株式会社やまへの決算状況と資本金の行方について。2、100条委員会報告とその後の対応についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。3番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

3番（中竹耕一郎君） それでは、今日最後の質問になりました。お疲れだと思いま

すので、今日はたくさん傍聴の方もおいでいただきまして、ありがとうございます。最後の質問になりましたので、お疲れと思いますが、若干時間お付き合いをいただきたいと思います。

私が通告しておりましたのは、株式会社やまへの決算状況と資本金の行方、それからもう一つは100条委員会の報告と、その後の対応について、この2点について質問をさせていただきたいと思います。

平成25年度も残り少なくなりまして、事業の総括、新年度に向けての政策課題の分析など、忙しくなってくるわけでありまして。先ほど、再度出馬したいというような意向の表明はありましたけれども、その前にですね、一村民からのお尋ねが何回となく私にもきておりますので、そこで事実を確認しながらお尋ねをし、それにきちんと答える必要があるというふうに考えまして、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思います。

私の質問は、先ほど来から田原議員とかいろいろ質問されておりますので、若干重複するところもあるかと思いますが、その点については簡単に流してまいりたいというふうに考えます。村長の意見や見解を求めるものであります。事実の確認だけをさせていきたいというふうに考えています。したがって、時間も制約されていることでもありますので、先ほど議長が申されましたように、簡潔に要点だけを答えさせていただきましよう、はじめにお願いして質問に入りたいと思います。

村長が、株式会社やまへ、いわゆる温泉センターの社長に就任されて以来、ご存じのとおり毎年赤字が続いておるわけですが、平成22年度から昨年度までですね、24年度まで3年間の赤字はどれほどのものか、ご存じだと思います。今日パネルを用意しましたので見ていただくとわかると思いますが、平成22年度から24年度までですね、ずっと表題には年度がありまして、現金預金、手持ちの現金と預金の合計が出ております。24年度は642万5,910円、これは残ってるわけですね。これは監査の報告に基づいておりますので間違いのない数字であります。よくわかりだと思ふんですが、村民の皆様は残念ながらあんまり詳しくご存じないのではないかということを考えます。だからよく聞かれるんですけども、聞いて驚くなかれ、昨年度、24年度だけでもですね、2,500万円程度の赤字が出ているわけですね、2,495万6,000円ですか。平成24年9月の定例議会の時ですね、この会議録の中では、24年度は500万円伸びてるからとんとんにいけるというような答えがあったわけですが、なにやはからんや500万円でとんとんいかずに2,500万円ほどの赤字がしてしまったということでもあります。この3年間でなんと5,000万円近くの赤字になってしまったわけですね。これはもちろん経営責任者である取締役とか、社長も同時であります、皆さんの責任にな

るわけですが、そういうことをですね、あんまりついてもしょうがないので、今後のことをですね、真摯的に議論していきたいと思いますが、そこでお尋ねしたいと思いますが、3月末にならないと決定しませんけれども、本年度25年度の決算状況はどのようになるか、予想でいいと思うんですが、どれぐらいになるのか、それからまた、いろいろ情報の中ではですね、仕入れた商品代、高熱水費、食材など、現在取引先への支払いはきちんとできているのかですね、このへん社長ご存じであると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 3月7日、取締役会をいたしました。その時の決算見込みですけれども、12月でしめて、前期、前回は1,300万円程度の三角（ ）でございましたけれども、今のところその半額程度が600数十万程度になっているようでもございます。しかし、月々で非常に一番高額な燃料費が月々の単価が変わってくるという状況で予想はつきませんけれども、努力はしているもののなかなか、例えば水上が5,500万円ほど赤字があるとか、あるいは南関町3,000万円かどうかしようとか、類似施設も厳しい状況でもございますが、うちうちとして努力をしていかなければなりませんけれども、そういった中で、日々の利益、売上金等で運営をしていると、手持ち資金がご承知のようにありませんから、限られていますから、運営資金は非常に厳しいと、だから緊急的な支払いをするところから限られた財源を入荷していただく業者等に支払っているということから、今のところ非常にやりくりと支弁に苦労してるというのが実態でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） もう一つお尋ねしたんですけれども、現在取引先への支払いの状況はきちんとされておりますかどうか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） まず第一に考えることは、生活に必要な給料というのは必ず支払わなければなりません。その中でやはりどうしても急ぐところの支給、もう少し待っていただくことの支給、そして支払い、支払いですね、支給じゃなくて支払い、そして、できれば分割してでも支払われるところは交渉してやると、そういうことも考えて経営の改善にあたっています。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） そういうことであればですね、取引先にも迷惑かからないように、積極的にですね、善処されますことをお願いしたいところであります。

先般の支配人の状況報告ではですね、今、社長も言われてましたように1,300万円の半額ぐらい、600万円から700万円ぐらいの赤字というふうな推測を

されますが、これだとですね、この表で見てわかりますが、平成25年度末では累積、そうですね、まあ800万円程度赤字になるんじゃないでしょうか。ですから、22年度からのこの繰り越し、累積赤字は約5,800万円ほどになるわけですね。会社そのものはですね、平成4年に設立をされておりまして、それぞれの出資者、1口5万円、260株で始まっておるわけです。総額出資金1,300万円なんです、それから始まっている貴重な村民の税金もつぎ込みましたし、民間の出資金でもあるわけです。さらに24年度は村からまた運営資金として1,000万円貸し付けをしてあります。民間会社であればですね、赤字が3年か4年も続きますと、当然金融機関からも融資は受けられなくなるわけですね。特にまた、私たち議会としてもですね、これ以上税金の投入はですね、ちょっとなかなか受け付けられないんじゃないかなというふうな懸念もしております。このままではですね、どうしようもないので、ここで施設を潰すわけにはいきませんので、何とかこうしなければならぬわけですが、現状としては誠に残念なことだろうというふうに思います。議会の立場としてもですね、このような温泉センターの赤字経営を見過ごすことはできずに、平成24年9月に経営改善を促すための調査特別委員会を立ち上げまして、7回の委員会を開き、各方面から慎重に分析協議をしたところであります。審議の結果につきましては、昨年6月22日に、ここにおりますし西孝恒調査委員長からですね、業務の改善に対する提言書を委員会報告として提出されているわけでありまして、これを受けまして、社長である横谷村長は深く反省をして業務の改善に取り組むとの姿勢を示されているわけでありまして、その内容発言については、6月14日の人吉新聞において既に報道されたところであります。しかしながら、「業務の改善に取り組む」との発言にもかかわらずですね、村長は物産館出荷協議会や村政座談会において、赤字の原因が、もう聞きたくないでしょうけども、前任者の担当の責任であるというふうな発言を繰り返してこられました。いわゆる前村長、前支配人の責任があるというふうなこと繰り返してこられたわけです。

そこで、この村長のこの発言がですね、事実なのかですね、事実でないのか、明らかにするために経営実態の推移を把握する必要があるということで監査請求に対する決議を行ったわけです。監査員であります代表監査委員の菅野・治さんからですね、2カ月後の11月29日に監査の結果が出てまいりました。その監査の結果を基にして、今日は実はこのパネルを準備したわけでありまして、その報告書の中からですね、抜粋した数字であります。そこで、ここに書いてあります数字ですね、村長先ほどからえらく資本金がなくなっているという発言をされておりますが、この監査結果でありますとですね、1,300万円ずっと残っているわけです。

ね、資産として、このことはですね、正確であるかどうかですね、村長はどのように思われますか、正確ですか、正確ではありませんか、この表は。それだけで結構です。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） このことはですね、深い深い調査をしないと、私が村長に就任したのは平成22年8月末が社長就任です。ですから、このパネルに22年度からでなくて、既に前社長も大半は就任されていたということですから、21年度における、今、中竹議員が質問されていますいわゆる私が言うのは出資金のことですね、20年7月1日に合併したときに物産館、当時300万の出資金をもって別段預金して取ってありました、これを持ち寄った。温泉センターのほうは1,000万円定期預金として取ってあった、抱き合わせて1,300万円の手持ち資金で株式会社やまえがスタートしたわけです。

ところが、経営が厳しくなってきましたから、その時に取締役会議でですね、運転資金に出資金を取り崩したらどうかという、ある取締役の方が言われましたから、じゃあそうさせていただこうといったときに、この手元、もともと合併したときの貯金してあった積立がなかったんですよ、ですから、村のほうに1,000万円貸し付けをお願いしたということでございます。ちょっと説明する必要がありますから、一二三君ちょっとよか。ちょっと。

3番（中竹耕一郎君） いや、もう正確か、正確でないだけでよかです。

村長（横谷 巡君） いや、これをしないと原因ですから、ちょっとよか。

3番（中竹耕一郎君） いや、もう何遍も聞いてますから、わかります。

村長（横谷 巡君） いや、これはじめてですよ、とんでもないことが出てきますから、ちょっとお願いします。

これはですね、出資金の流れであります。平成20年12月31日に300万円物産館、1,000万円の温泉センターが20年7月に合併しました。そして平成21年9月30日に1,000万円が解約ゼロ、そして物産館の出資金である300万円が21年11月30日に取り崩されてゼロ、そして21年12月31日に500万円農協から借ってあります。この500万円というのは、24年度まで返しました。これは取締役会も知らない、だから3月7日に真相をはっきりと議会の皆さんにおしゃってくれということでこの表をつくりました。

そして、ここに本当は議員の皆さんに配りたかったんですけど、この定期預金1,000万円、利息が付いて1,006万1,830円、解約済み21年10月14日、これはJAの預金通知書あります。そして、出資金解約1,000万円、解約です、これが。そして、ここに前社長の署名捺印があります。これが温泉センタ

一の出資金です。

そして、別段預金といって物産館が合併するときに株主出資金を別段として利息がつかない預金として取ってあった別段預金300万円、これも解約。これが平成21年12月9日出資金解約ということになっています。

そして、平成21年12月4日の会計監査結果報告、監査委員から言ってます。平成21年9月から10月分に関わるこのことについて、本日実施いたしましたところ、その結果は次のとおりでしたので報告します。下のほうに米印で、預金において定期預金、利息を含めて1,009万5,000円、1,000万円が10月14日付けで解約され、資本金の1,300万円に対し、不足金が生じている。年度末までには確保されるように望む。

また、次に、これは平成22年3月23日会計監査結果報告、平成21年11月分、12月分、22年1月分の結果、平成21年12月9日、別段預金、出資金、定期300万円を解約し、資金繰りに充当されているのが見受けられた。今後においては、資金計画を樹立されるとともに、安定した経営改善に努められたい。平成21年12月21日付けをもって資金繰りのためJAくま山江店より500万円を借入れされ、資金の運用をされている。借入金返済期間、平成22年1月から24年12月。これは24年に返してしまいました。そして、これが借入れの時の明細書であります。

だから、非常にこのようにですね、私が言っているのは、田原議員との意見が相違があったのはですね、田原議員は資本金のことについてお尋ねされました。私は出資金のことについて話とったもんですから、ちょっと考え方の相違があって、資本金は出資金プラスそれぞれ年度年度の利益によって増えたり減ったりしますから、出資金は850何万ぐらいは、田原議員がおっしゃったようにありました。しかし、肝心の合併した時に、それぞれの企業体からいただいた1口5万円、260株の1,300万円、非常時に使えとって別段定期預金に使ってあったお金が使われていたという事実がここにはっきりと出てまいりました。ですから、私はこのようなことを出資金はもう解約され、今はありませんよというのが、このことでもあります。必要だったらば、全部コピー準備していますからお手元に配付していただくと、もうはっきりしています。こういったことをございますから、私は出資金はゼロと、当時の決算をよく見てみますとですね、非常に粟を大量に30トン、1,600万円買ってしまった、出口がない。くされて480万円ペースト化したとか、非常に膨大な経費が21年度は行われているから、それが。

3番(中竹耕一郎君) 議長、ちょっと急ぎましょう。

村長(横谷 巡君) 簡潔します。足をつまずく原因になって、今きているんです

よ。ですから、そういった原因を追及しながら、いかに経営改善をしていくか、この根本をしないと解決しないというふうに思っています。ですから、私は村政懇談会で資本金とは一度も言ってません。「大事な大事な預かった出資金が解約されてありません」と言った趣旨がそのこのところであります。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） じゃあ社長の持論でいきますとですね、この資本金についてはないということですね。

村長（横谷 巡君） 出資金ですよ。

3番（中竹耕一郎君） 出資金はない、資本金は。

村長（横谷 巡君） 出資金は解約されてますから。

3番（中竹耕一郎君） 資本金はないんですか。

村長（横谷 巡君） いや、資本金はあります。

3番（中竹耕一郎君） ありますか。

村長（横谷 巡君） はい。

3番（中竹耕一郎君） じゃあ、この表は間違いありませんね。

村長（横谷 巡君） はい、その表は決済の報告ですから・・・

3番（中竹耕一郎君） そうじゃなかならいいんです。そうでないと監査委員さんにも愚弄した形になりますので、これはもう間違いありません。これは税理士がチェックして監査委員が報告したものですから間違いありません、それは認めていただいたわけです。

先にいきますが、今、村長がですね、こういうふうに認められたわけですが、お尋ねしますけれども、なぜ赤字になったのか、その原因はですね、使い込んだというんじゃなくて改善プランをどうするんですか、そのこのところをですね、社員をいろいろ変えられたということですが、その任命責任も含めてですね、どのようなお考えなのかですね、改善プラン、まずそこをお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） そのこのところが重要であります。21年度については、非常に私が社長になる前の1年前のことですから、内容的なことはですね、あまりわからないわけですよ。ですから、私はもう一度はつきりすべき、監査委員さんとか経理専門の第三者機関を入れてしたならば、その使い道とか定期預金の取り崩し、はつきりと出てくると思います。私は、平成22年7月の村長選挙で村長に就任させていただき、8月に社長に就任しました。その1年前に起きた出来事からこのようになってきているわけですから、やはりそのこのところは、私もはつきりと知りたい。取締役会3月7日しましたけれども、知らないで、もともとスタートした

時の1,300万円の出資金があると思っただから取り崩せと言ったけれども、なかったとはっきり言われています。だから、今日の一般質問のことも言ってきましたから、はっきりとこのことは述べてくれという証言でもあります。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） それではですね、この表で見ていただいたとおりですね、社長が交代された時期を境にしてですね、赤字が連続したわけですが、22年度まで積み上げてきた黒字そのものがですね、この3年間でなくなっていると、いわゆるこの4年間の話で赤字になってしまったわけですね、この責任も相当あるわけですが、到底しっかりした健全な経営がされているかどうかですね、そのへんはどうも不安なところでありますが、この膨大な赤字の責任はですね、いろいろあるわけですが、原因はですね、先ほど言いましたように栗を大量に買い込んでですね、支払いに充てて金が足らなくなったというようなことも言われてますが、栗はですね、大量に買ったのが平成21年9月に買ってあるわけですね、29トン、それが大体1,669万5,500円、その時の支払いにですね、経営しているわけですから、会社経営ですから、お金を払わなくちゃいけないということで、JAから平成21年10月14日に元金の1,007万4,758円、利息が2万522円、合わせて1,009万5,100円をですね、これは定期解約、定期を解約されている。これでもって支払いがなされたわけですね。ですから、これはなんら資本金をつぶしたというような解釈にならないわけですね、資本金そのものについてですね、まず社長はどのような見解なのかですね、出資金、資本金がなくなっていたと引き出されてなくなったとは、あたかも横領したかのような受け取られ方をするわけですね、知らない人が聞いた人は、そういうことではですね、いけないわけで、まず会社法でいう出資金とは何なのかですね、そのへんを村長はどのような認識でおられるんですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 中竹議員こそ、資本金と出資金の総意というのをご承知ですか。出資金は株式会社設立する時に株主から取れば1口5万円、株式会社やまえは260口ですから1,300万円、これが手持ち資金なんですよ。設立した当初は、出資金イコール資本金ですよ。ところが年度がかわっていくと、経営によって営業して利益が上がる、下がれば今度は資本金というのは一致しない、変わってくる。設けたときには1,300万円を超える。純資産ですからですね、あとは。そして赤字になったときには減ってくる。だから、今温泉センター、株式会社やまえは厳しいから田原議員が言ったように八百数十万しかないというのがそのところであります。

ですから、やはり出資金というものは、いつ使ってもいい自己資金であるけれども、やはり決まりごとは決まり、決議事項として図って使えばいいことであって、取締役会の中から知らなかったとか何か言うのが、私もおかしいと思うんですけれども、当時私はいませんから、1年前のことですから。ただ、今、中竹議員も認められましたように30トン近い栗を600円で買って出口がない。山江村の振興、総合振興計画の中に山江の栗の戦略プロジェクトがかけられて、その現場が物産館ゆっくりになったと、体制がご承知のように人材もいない。しかし、上からGOと言えなければならなかったという、その拙速の感、疑念を抱いていたという当時の特産部長が4、5枚の意見を提案して辞めていかれたんですよ。ですから、そういったことの事実、決して今はやっぱり経営が厳しいですけれども、21年度は例えば大量に購入した生栗が腐敗して、棚卸しにしなければ、棚卸しに計上してありますけれども、もともとマイナスの1,100万円近い、これが上げてあった。本来ならばこのことが1,100万円赤字とポンと出てくるんですよ。これは当時の経理担当が言っている。それを21年度、黒字になっているようだけれども、これを上げたならば一千数百万円の赤字として計上されてくるわけです。そういった事実もあるわけですから、ただ、私はその当時はいませんでしたから、はっきりした内容がわからないから、このことをしっかりしないと水かけ論になってしまうから、やはりもう一度はっきりしたことを監査委員さんとか、あるいは第三者機関にお願いし、できれば当時経営に携わった方も呼びして、はっきりしたことをしないと、これはいけないかなというふうには考えています。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） このですね、パネルで見ますとですね、21年度約1,400万円くらい引き込んだるですね、預金が、なぜかという、その定期解約を1,009万5,100円解約されて支払われた原因がここにあると思うんですね、この預金が減っているのはですね、これはだから資本金はですね、監査員さんがちゃんと報告したとおり、出資したときの1,300万円、260株ですから、これは会社を設立した時の資本金であって、会社登記が終わればですね、すぐ解約して経営に使うわけですね、これはいいわけですよ。ただ、そこのところがですね、12月の答弁の中でもですね、田原議員のときの答弁の中にも出資金がぜんぜんその預金がなかったということが事実ですから、ということを引き出したままなぜ返してなかったのかということが言われているわけですね。これはですね、出資金そのものはですね、会社をつくった時にできたもので、会社を登記してしまえば、すぐ解約するわけです。もちろん、私はここに法務局の登記簿を持っておりますが1,300万円の出資金はぜんぜん変わっておりません。そのままずっと残っています。

そういうことですね、これはあくまで資産の会社の規模を表す数字なんですよ、お金じゃないんです。ですから、村長、お金が別に預金があるというふうに思われてたんじゃないでしょうかね、そのへんはどうですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） もともとですね、物産館ゆっくりと、温泉センター、経営状況が厳しいから、やっぱり議会の皆さん当時いろいろ協議されて合併したわけですよ。ですから、理論的には中竹議員が言うとおりですけれども、なぜ別段っていう、預金ば別段という言葉を使ってしてあるか、出資員が商工会員、物産出荷協議会、その皆さん方の大切な金を預かったのを別段としてとっておこうということからですね、してあったわけですよ、出資金として。ですから、言われるように合併した時には、出資金イコール資本金、しかしその後は言われたように資本金は使っていないわけですから、ですから、私は今まで資本金と言ったことはありません。「出資金」と言っています。ですから、田原議員が言われたように資本金はあるんですよ、しかし大切に大切に歴代の社長、支配人が引き継いできたこの別段としてとってあった主旨の高い定期預金が解約をされていた。寺床税理事務所さんも「この定期預金はなかった」と言われるんですよ、おかしいんじゃないでしょうか。私もこの間、寺床さんから呼ばれて2時間ほど話し合ってきました。そのことも承知されていました。また、議会から内容証明のことも出ておるのも要望が出ておるのも言われました。こういうことは初めて、何に使われるんでしょうかと、寺床さんが心配されて言われましたから、私も飛んで行ったんですよ。ですから、決して温泉センターのあったことをどうのこうのじゃなくて、私はこういうことはあまり言いたくないんですけど、歴史は歴史、その当時も一生懸命経営のために頑張ってきたんだから、それを反省、改善をしながらなくすことはできない株式会社やまえとして発展していくために努力をしていきたいということですから、議員の皆さんも村民の皆さんも利用していただく、使っていただく、営業してお客さんを連れて来てもらう、そして、私も社長として全職員心を入れ替えて頑張っていけば、私はきっと厳しい世の中ですけれども、立ち直らなければいけない株式会社やまえだというふうに思っていますから、ぜひご指導とご協力をいただければというふうにお願いしたいと思います。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） それではですね、社長がですね、座談会の中で特別決議が必要なんですよと、解約についてはですね、そのような発言をされたんですが、その特別決議というのはどこに決められてるんですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 田原議員の質問がありましたように商法の、ちょっと待ってください。

3番（中竹耕一郎君） 260条の2ですか。

村長（横谷 巡君） はい、あそこに1から4に書いてあります。これは諮らなければならぬと、そこらの根拠です。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 資本のですね、増資、減資、この件についてはおそらく金額によって株式総会で必要、それからまた、それよりちょっと少なければ取締役会で必要ということはあると思います。しかし、預金の解約については、これは年間2億5,000万円の会社、商売ですから、預金の解約については、これは年間で決議が必要ということはないと思います。これは資本金の増資、減資についてはですね、必要かと思いますが、それ以外はいらないと思います。もちろん、この株についてはですね、かえってくるわけではありません。もうかれば配当がありますけれども、ほとんどかえってこないわけですね、出資金なんですよ。ですから、その件についてはですね、村長の発言がですね、やっぱり住民の中に間違って伝わってしまったということがあると思います。

じゃあ、話題を変えますが、赤字の原因でですね、栗をたくさん買った、腐らせたことが赤字の原因ということも言われてるんですが、じゃあ何が原因で腐ったんですか。腐った栗の量はどれだけなんですか、その腐った量でどれだけの損失が出たんですか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） もうこのことは、中竹議員、特別議会でもうわかっているから答弁はいたしませんけれども、やっぱりですね、栗を大量に生栗を買ってしまった、買ってしまった。そして、保存体制、石倉保存していたけれども、やはりその当時の従業員等がよく選果せずを買ってしまった。だから、栗が腐れるのも早い。22回にわたって宮崎県のペースト会社に持ち運んでペースト化しています。かかった金が480万円です。そして、そのほか、先ほど言いましたように棚卸し、赤字とすべきものが1,100万円。また、そのほかにも高木栄商店のパッカー車で相当何トンか持っている。このような事実です。ですから、やはりはけ口、何でも6次産業化でもものをつくっても、出口をちゃんと確保をしていなくて、物を買ってしまった。その経営責任というものは、私は重いものがあると思います。おそらくこのことは、当時の支配人、特産部長も、私は平成22年の8月になりましたから、その後すぐ当時の支配人と特産部長が来たんですよ、村長室に。もう今年は栗は買ってもらったら大変なことになると、これは事実ですから、その時にいかに

当時の社員たちがやりくりで苦勞をしていたかということがよく今わかります。大變資金繰りのために苦勞をなされていたんだというのが見えてきます。私は、そのことについては、本当にご苦勞でしたねというふうに思います。しかし、上から命令されれば、それに従わなければならないということもちゃんとされているわけですから、そのことは十分と尊重しながらご理解し、経営改善に取り組んでいく必要があるかなというふうに私は強く思っています。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 栗をですね、腐らせたということなんですが、これは購入して40トン購入してですね、その5%、約2トンの栗が雷が落ちて冷蔵庫の故障で失われた、腐れたということですね、キロ当たり600円としましても、たかが120万円なんですね。これは、すでに決算、その年度内で決算処理をされているわけです。ですから、そのことはですね、永遠と引きずって赤字につながったというような論理は成り立たないわけですね。ですから、どうもこのへんがですね、やっぱり間違っって伝わってしまったということだろうと思うんですね。これは、非常にゆゆしきことでありましてですね、やっぱり事実は事実としてきちんと伝えるべきですけれども、このように上がったというか、事実と違うようにですね、伝わってしまったことは誠に遺憾だというふうに考えます。このへんは事実と異なり、ちょっと違法であったということをお村長いかがですか、認められますか、認められませんか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 中竹議員、だって私が村長になる1年前のことですよ、中竹議員、1年前のことですよ。私は、その時は経営に携わっていないし、内容もわかっていません。21年に1年前に大量の栗を買ってペーストにし、その処分ができなかった。私が引き継いでどれほど苦勞してこれを処分しましたか。純資産には上がっている、実際は無い、本当に苦しみましたよ、これ。理想と現実は違うんです。経営にあたれば。

3番（中竹耕一郎君） はい、短くお願いします。

村長（横谷 巡君） じゃあ言うことばかりじゃなくて、本当のことを、これは村民の皆さんも見ているししゃいますから、議員の皆さんも知っていただかないと、本当に経営というものは、私が当時21年に社長だったらよくわかるんですけども、私は本当22年の8月からなつたんですから、1年前の出来事のこと言われているんですからね、そのことはご承知おいてください。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 私が聞いたのはですね、村長が21年におつたか、おらなか

ったじゃなくて、その赤字の原因になったと、発言をされたことが事実かどうかということ聞いたわけですよ。それは21年は知らないですよ、なっていないわけですから、そこなんです、私が聞いたのは、栗を腐らせたから赤字の原因をつくったというふうな発言をされたかどうか、そのへんの事実です。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 当然ですね、大切な大切な運転資金としてとってあった1,300万円がこのように取り崩してあるわけですから、それが大きな赤字になった要因です。大量の栗を購入、さばけんならば、もうたまるばかりですよ、負債が、これははっきりしていますよ、これが利益が出ていたならば、その1,300万円もこのように役員会に諮らずに取り崩すことは必要がありませんから、私はむしろそのところが不明だから、やはり調査をする必要もあれば第三者機関を入れてすれば、はっきりと村民にその当時の真相を伝えることができるということを思っています。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） どうも発言の趣旨、内容についてはですね、きちんとした答弁はいただけなかったんですが、今までお尋ねしましたけれども、いわゆるですね、私に言わせれば、どちらかというとな適切な発言ではないかというふうに思いますが、正確に言うならば、発言そのものがですね、信憑性がないと、栗を腐らせたから赤字になったとか、資本金をつぶしたから赤字になったとか、そのような発言がですね、このケーブルの電波に乗って村内をくまなく流れてしまったわけですね。そのことがですね、やっぱりこの担当をされた前任者のですね、やっぱり非常に名誉をけがされるというか、そのようなことにつながりはせんかなというふうに思うわけです。村民からですね、やっぱり、ああじゃあ使いこまれたのかなというふうに、信用の得ない大変な不利益をこうむられたんじゃないかなというふうに私は思います。

あわせてですね、監査員さんもこうして努力してちゃんと報告されましたし、当時のですね、取締役さんにも大変不信を抱かせてしまいましたけれども、名誉の回復には相当時間がかかります。このことに対してですね、社長として責任はあると思いますが、最後になりますけれども、この件についてですね、村長のコメントをもらいたいと思います。名誉棄損につながるかどうかわかりませんが、発言をですね、そのことについて撤回をして、今まで発言したことについて謝罪というか、そういうことはありますか。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） そういうことは考えていません。例えば、ここに中竹議員が

「株式会社やまえ、貸借対照表資料、議会の監査請求に基づく監査」、これについては監査員はとても激怒されています。山江村監査委員は、山江村が出資した分には監査できないんですよ、それをあたかも監査委員がしたようにお墨をつけて怪文書で配ってしまった。それも最初は、今は24年度までですけども、25年度の上半期まで書いて出してしまった。そして、「うそを言ってる」という、とんでもない怪文書ですよ、名前も誰が出したかわからない。こういったことはいけない、こういったことはいけない。これは多くの村民の方に私は話してもいいと思います。

それで、こういった事実と違ったことを言いながらも謝罪せろとか、そういった問題は失礼ですよ。私は事実そのもの、今言いましたように、この定期預金のこれを見てください。監査委員さんからもちゃんと指摘して、資本金の1,300万円に不足が生じて取り崩してあるから、返しなさいと、あるんですよ、これ。今日、配ってもいいんですけども、あえて今日は配りません。ですから、私は村長として、社長としてうそをつくことはできません。議会の皆様にも村民の皆様にも正しいことを伝えるのが村長であります。それこそ、うそを言ったならば100条委員会ですよ、これ。私はそう思いますよ、中竹議員、どうでしょうか。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） なかなか議論がかみ合わないですが、小さな村とはいえですね、やっぱり村長にはですね、私が今申し上げましたとおり、やっぱり人にですね、やっぱり疑いを持たれるような発言、こういうのはですね、やっぱり人のややもすると名誉を傷つけたりするわけですので、そのへんは十分ですね、注意をするというか、配慮をしてほしかったなというふうに思います。人間としてですね、やっぱり第一要件は、口達者じゃなくて、やっぱり人を敬う誠実さというのは非常に大事だと思います。今後、そういうふうなですね、誠実にですね、村長は誠実にされているかとは思いますが、そのようなことを常に要望して、やまへの経営については終わりたいと思います。

次にですね、時間があまりありませんので、先般12月において議会に報告されました総合システムについて、やっぱりいろいろ聞きます。「何ばしなっただですか」とか、「100条委員会で何じゃっただですか」とか、「わかったことは何ですか」と、その後どぎゃんなってですかと、そのようなことも出てくるわけです。今回はですね、いろいろもうお尋ねすることはありません。もう100条で全部聞いていますから、聞くことはありませんが、今後ですね、どのような結果についてはまた今からちょっとお話ししたいと思います。これは、100条委員会ではなくて、特別調査委員会でありまして、なぜ設置されてるのかということなんです。以前

に調査委員会を最初やりました。それでもってなかなかよくわからなかったからですね、わからなかったから100条委員会を立ち上げるということに、議会でなったわけです。立ち上げて4回の調査をしました。これはですね、行政システムの更新にかかわる件でありましたけれども、村税が約2億円弱の中でですね、1億4,000万円の膨大な事業費でありますので、議会としてもきちんと確かめなければならないということで、その委員会が発足した発端であります。そもそもこのシステムについてはですね、もういちいち申し上げませんが、事務処理上欠くことのできないものでありまして、常に正確で、効率的で、長期的に活用するということが十分な投資効果も得られるということが大事でありますから、様々な面から検討されなければならないわけでありまして、調査委員会については4回ほど実際行わせていただきました。その中でですね、やっぱり、業者に対する事務的なやり取りが非常にあまかったというか、業者としてもなかなかそのへんがよく把握できていなかったということがあると思います。ここにですね、もういっちょパネルを用意しましたけれども、調査報告書ではですね、次のように報告しておるわけです。契約相手先が決定したのは9月26日、24年9月26日、契約日は10月4日にしとるわけですが、ならばですね、7月に見積書を黄色い枠でしておりますが、7月に提出された見積書を採用しなかったかですね、いろいろ尋問の結果はですね、ちゃんと言いましたということでしたけれども業者としては、「いいえ、そういう提出期限は聞いてない」と、ですからそのへんが矛盾してるわけですね。どちらかが本当なんですけど、どちらかが嘘なんですということはわかるわけです。このことはですね、私たちの範ちゅうから離れてしまったわけですが、7月に出たならですね、なぜ7月にも採用できなかったのかですね、9月決めたなら間に合うはずですよ。そのことが非常に不審に思うわけですね。もし、この7月に出た見積書を採用しておけば約440万円ほど安かったし、移行費も2,940万円も要らなかったと。ですから、かれこれ330万円程度は貴重な財源を使わなくてよかったんじゃないかな、と私は思ったわけです。そのことがですね、正当な取引だったのかどうかですね、議会としても一応調査した時にですね、議会にも定例会でも一般質問したんですが、この7月に出された見積書については知らない、そんなことないでしょうということを知ったわけですよ。いや、だけど知らない、前総務課長言われたわけですね。知らないはずはないと、なぜならば、この見積書を手に持ってウロウロしてですね、どうしようかと悩んで、じゃあ期限を過ぎたから不採用としましょうという結論に至ったということを知っておりますが、このようなことがですね、やっぱりこの調査の結果からわかったわけです。もう既に更新したシステムが既に稼働しているわけでありまして、委託先が変更になってしまいま

したが、事務執行上よくなったこと、それから反対にまた不合理なこと、更新しただけのメリットが出てきたのかどうか、そのへんについてお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、住民サービスに関してですけれども、今回の入れ替えを機に、税金や使用料にかかる納付書の仕様を変更いたしまして、これまでの銀行窓口やJA窓口に加えて、郵便窓口で払い込みができるようになりました。このことにより、各種料金の納付に関する利便性が向上したというふうに思っております。それから、職員が使用する際、大きく変わった点としましては、これまで自庁内にサーバーを置いて専用の端末、各課に1台から2台ほど設置しておりましたが、それで操作を行っていた総合行政システムの運用からデータをサーバーセンターに保管し、各職員の机上のクライアント端末で操作ができるようになりました。このことによりまして、電話や窓口での住民からの問い合わせがあった際、業務によっては総合行政システムの画面で確認しながら回答する場合がありますが、各自机上において運用ができ、お待たせする時間が短縮につながったというふうに感じております。また、予算入力、差し引き等は専用端末の順番待ちをすることなく利用できるようになりましたので、事務の効率化も図られたと思っております。システムの画面や仕様、操作方法が変わったことによりまして、業務へのですね、負担がどうかというのも心配いたしておりましたけれども、各業務の職員の努力によりまして、現在のところ導入からの経過も順調であると感じております。また、大きなシステム障害等も今のところ発生しておりません。それからデータのバックアップについてですけれども、時間外にデータセンターにおいて、毎日定時のバックアップが取られており、これまで担当職員が毎日バックアップテープを交換していた作業に比べ、より確実に行われておると思っております。

それから、全国的な法改正対応業務が生じた場合に業務対応の内容や新たに開発するシステム、仕様、それから今後の対応状況を周知するためにシステムを導入している自治体を対象に現在業務を委託しております。業者主催によります研修会、それから説明会も開催されております。この説明会に参加することによりまして、他の自治体から出されている質問事項等を聞くことによりまして参考になり、資質の向上が図られているというふうに感じております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 時間が、もうあと8分程度しかありませんが、今回はですね、事務執行上の件で委員会発動をしたわけではありますが、先般、先ほどのです

ね、秋丸議員の質問にも出てまいりましたけれども、財産購入の件ですね、やっぱり審議の際でもですね、若干個人的な理由につながるのですね、政治もされてた点もありますのでですね、そのへんも踏まえてですね、今回の100条委員会も済みましたが、村長の何か認識、コメントでもあれば、なければ結構です。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 100条委員会というのは、議会が持つ重き調査権です。乱発はできません。中竹議員は特別委員会の委員長、100条委員会の委員長もされて、非公開でこの議場でされました。私は、非公開じゃなくて公開してほしかった。4人の職員の証人喚問、宣誓、本当に職員はやる気があって、議員皆さんが築かれたように何一つ一生懸命行政システムの構築に頑張ってきたんですよ。例えば、100条委員会の設立目的は、東京前都知事の猪瀬さんのように5,000万円もらったとか、業者に利便をはたらいたとか、そういう確証をつかんで委員会を立ち上げないと、事務の改善とか何かで100条委員会を立ち上げる、今、前辞めていった何なんが紙を持って、こうとったというのは、私はその人に対する人権にちょっと違反するんじゃないかと、私はそのように思います。

ですから、やはり、私は100条委員会という重きものを、私もこの場に来てから宣誓し、意見を述べたわけですから、本当は公開してほしかった。ただ、そのあとに非公開と言いながら新聞にぼっと出てしまった。私は、やっぱり村民に知らせる義務があるから公開にしてほしかったなというふうに思います。

しかし、もうこのことは、今総務課長が言いましたように順調にスタートしております。一番大事なことは、住民へのサービスが低下しないこと、職員が使いやすいこと、そして各種研修会等に球磨郡の8町村ですから、錦町が、あえてうちだけが違った業者に固執するのがおかしい。8市町村共同だったら情報の共有化ができるし、お互い職員も勉強ができる。そして、導入当時は少し経費はかかりますけれども、先を見据えれば経費がぐんと割安になるし、共同で交渉ができる。そのことも申し合わせていますから、私は今回の住民システムの向上にあたって100条委員会に立ち上げていただいて、ご指導、ご指摘いただいたことを重く受け止めて、有効に活用し、さらなる住民福祉の向上のためにサービスに努めていきたいというのが認識でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 100条の件については申し上げますけれども、明らかになったことについてはですね、先ほど私が申し上げましたとおりであります。公明正大と名ばかりになってはいけないわけですが、本当のところはどこかですね、そのへんは真実は一つ、いずれか一つであるわけですが、システムがですね、

もう既に稼働を始めておりますので、本来の機能が十分最大限発揮され、一層事務の省力化につながるようにですね、期待をするものであります。

以上で質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

- - - - -

議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

- - - - -

散会 午後3時12分

第 3 号

3 月 1 4 日 ( 金 )

## 平成26年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

平成26年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 発委第 1号 | 山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 2 | 発議第 1号 | 容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制定を求める意見書  |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 山江村営一般住宅条例の制定について                          |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 山江村水道事業運営協議会設置条例の制定について                    |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について                  |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 山江村給水条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第10 | 議案第15号 | 山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第11 | 議案第16号 | 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 第5次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定について                |
| 日程第13 | 議案第18号 | 山江村農業振興地域整備計画の変更について                       |
| 日程第14 | 議案第19号 | 村道路線の廃止について                                |
| 日程第15 | 議案第20号 | 村道路線の認定について                                |
| 日程第16 | 議案第21号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について  |
| 日程第17 | 議案第22号 | 平成26年度山江村一般会計予算                            |
| 日程第18 | 議案第23号 | 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業予算                    |
| 日程第19 | 議案第24号 | 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業予算                      |

- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算  
 日程第 2 1 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度山江村特別会計介護保険事業予算  
 日程第 2 2 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算  
 日程第 2 3 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算  
 日程第 2 4 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算  
 日程第 2 5 要望第 1 号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書  
 日程第 2 6 議員派遣の件  
 日程第 2 7 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会）

2．出席議員は次のとおりである。（9名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 西 孝 恒 君   | 2 番 谷 口 予志之 君 |
| 3 番 中 竹 耕一郎 君 | 4 番 岩 山 正 義 君 |
| 5 番 田 原 龍太郎 君 | 6 番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7 番 原 先 利 且 君 | 8 番 松 本 佳 久 君 |
| 9 番 山 本 義 隆 君 | 10 番 欠 員      |

3．欠席議員は次のとおりである。（0名）

4．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5．地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長 豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長 中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

開議 午前 10 時 00 分

議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 9 名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第 9 の本会議で、質疑、討論、表決となっておりますが、本日中竹耕一郎議員から昨日 3 月 13 日の一般質問における発言について、会議規則第 63 条の規定により、お手元に配付しました発言の訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありましたのでこれを許可します。

また、執行部から議案第 22 号、平成 26 年度山江村一般会計予算につきまして、お手元に配付してございます正誤表のとおり字、句の訂正申し出がっておりますのでご報告いたします。

それでは議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、議会会議規則第 53 条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第 54 条（同一議題の質疑の回数 3 回）の規定と、同規則第 55 条（発言制限時間 60 分）の規定は、お守りいただきますようお願いいたします。

なお、3 回を超える場合は、第 54 条但し書きを適用いたします。

日程第 1 発委第 1 号 山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） それでは、日程第 1、発委第 1 号、山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1、発委第 1 号、山江村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第2 発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制定を求める意見書

議長（松本佳久君） それでは日程第2、発議第1号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律制定を求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、発議第1号、容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制定を求める意見書は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第3 議案第8号 山江村営一般住宅条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第3、議案第8号、山江村営一般住宅条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第8号、山江村営一般住宅条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第4 議案第9号 山江村水道事業運営協議会設置条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第9号、山江村水道事業運営協議会設置条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第9号、山江村水道事業運営協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第5 議案第10号 山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第10号、山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第10号、山江村太陽光発電設備維持管理基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第6 議案第11号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第11号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第11号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----

日程第7 議案第12号 山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第12号、山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第12号、山江村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----

日程第8 議案第13号 山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第13号、山江村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第13号、山江村社会教育委

員設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 9 議案第 1 4 号 山江村給水条例の一部を改正する条例の制定について  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 9、議案第 1 4 号、山江村給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 1 4 号、山江村給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 1 0 議案第 1 5 号 山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 0、議案第 1 5 号、山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1 0、議案第 1 5 号、山江村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 1 1 議案第 1 6 号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 1、議案第 1 6 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1 1、議案第 1 6 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 1 2 議案第 1 7 号 第 5 次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 7 号、第 5 次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1 2、議案第 1 7 号、第 5 次山江村総合振興計画（後期基本計画）の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 1 3 議案第 1 8 号 山江村農業振興地域整備計画の変更について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 8 号、山江村農業振興地域整備計画の変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、議案第18号、山江村農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第14 議案第19号 村道路線の廃止について

議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第19号、村道路線の廃止についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、議案第19号、村道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第15 議案第20号 村道路線の認定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第20号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第15、議案第20号、村道路線の認定

については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第16 議案第21号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第21号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第16、議案第21号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第17 議案第22号 平成26年度山江村一般会計予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第22号、平成26年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。5番、田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） おはようございます。2点ほどお尋ねをします。

3ページのですね、繰越金、1億6,880万7,000円ですか、を繰越金に充ててあるんですけど、補正予算第4号です、予備費が1億3,271万9,000円しかありません。あと3,688万8,000円ですか、の財政不足となっておりますけれど、これどこから持ってこれるか、ちょっと教えてください。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） ただいまのご質問にお答えいたします。繰越金が現在から見ると不足をしているというようなご質問であるかと思えます。この平成26年度予算編成をする際、26年度につきましてはご承知のとおり消費税の増税または社会保障費の自然増とございまして、予算としましては5.6%増というようなことで、予算編成につきましては大変苦慮をいたしました。

当初の予算計上額よりも歳出の方をですね、落とさないといけないということで経常経費等をですね、減ということで、こちら財政の方でもですね、検討したとこ

ろでございます。しかしながら、本年度につきましては28億5,000万円ということで予算が固まりました。その予算を編成する中で、歳入をですね、どのように持ってくるかということで検討をいたしたところでございますけれども、まず財政調整基金の繰入がですね、どの程度予算計上するかということで、やはり基金はですね、できるだけ取り崩さないということでまず考えました。その場合に繰越金がどのくらい見込めるかというようなことで、現時点の予備費が13億2,700万円程度でございます。

それから特別交付税ですね、これがまだ決定しておりません。それからさらに不用額等がですね、出てくる、前年度等も参考にしまして、不用額等が出てくるということを見込みまして、この額がですね、だいたい試算しましたところ1億8,500万円程度となり、それに90%程度ということで算出しまして、この1億6,880万7,000円ということで計上さしていただいたところでございます。

以上でございます。

失礼しました。訂正をさせていただきます。13億でなくて1億3,271万9,000円の誤りでございました。失礼しました。

議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） 3,600万円ほどですね、どこから持ってくるかという、特別交付税がこれくらいあるだろうということで見込まれておると思いますが、健全な財政をするためにはですね、やっぱり収入があって支出ですので、そこをよく計算してもらってですね、予算編成してもらいたいと思います。

最後にあと一つですけど、103ページですかね、一番最後になっているんですけど、ここに一番最後、定年退職及び勸奨退職に関わる退職金手当というのがありますが、これはですね、最高限度額で平成26年度は49.59ヶ月分となっています。24年と25年は約10ヶ月分多くて59.28ですか、になっておるんですけど、去年と今年で10ヶ月分も違うということならば給料が40万円もらったときに400万円、のあれがあるみたいなんですけども、公務員のあれも下がってきているんですけども、こんなに極端にですね、10ヶ月分という原因は何か分かったならば教えてください。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。この103ページに記載してございます定年退職及び勸奨退職に関する退職手当の支給率ということでございますけれども、この支給率につきましては、年々減額となっております。ちなみにですが、24年の12月31日までがここにございます49.59ですが、24年の12月31日につきましては59.28、それから25年1月1日からにつきまし

ては55.86、25年10月1日からは52.44と、年々この限度額が下がっている傾向にございますので、やはり率を掛けるということで額も下がるんじゃないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） ならば、平成25年度のやつがなら、違うみたいですよ。

25年度はですね、59.28と書いてあるんですよ。それはいいですけど、年々下がってきているというのはわかりますけど、数字の間違いかんと思ってちょっと質問しました。

以上で終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。2番、谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） おはようございます。私から1点だけお尋ねしたいと思えます。

ページ数でいきますと、47ページでございます。民生費の児童福祉費、福祉総務費の中でございますけれども、その中で、すみません、失礼しました。保育所費ですね、の中の一番下でございますけれども、特別保育事業補助金1,234万7,000円計上されております。その内訳関係を教えていただければと思います。

議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

健康福祉課長（山口美敏君） それではお答えをいたします。特別保育事業補助金の1,234万7,000円の内訳でございますが、延長保育事業についてが1,177万6,000円、それから認可外保育施設衛生安全対策事業4万800円、それから病児病後児保育事業52万9,000円でございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） 今、内容につきましてはご説明いただきましたけれども、その中で病児病後児保育事業にかかる費用50何万円ということでございますけれども、これはどういう事業ですか、お尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

健康福祉課長（山口美敏君） この中で病児病後児保育事業でございますけれども、この内容につきましては現在保育所に、保育園に通園中の乳幼児、それとこれは小学校3年生まで含みますけれども、病児病後児にあって集団保育が困難な乳幼児等で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な乳幼児を病児病後児保育を実施するものでございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） これは村内にあるわけですかね。それと二つ、もしそれを頼むのとなればどのような申請の方法と、村内にあるのかないかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。まず、病児病後児保育を実施します要件がございます。まず、病児対応型から申し上げますと、スタッフの中で看護師、准看護師、保健師または助産師が利用児童概ね10名につき1名以上配置する。それと保育士を利用児童概ね3人につき1名以上を配置する。それから、病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース等であって、次の基準を満たし市町村が適当と認めたものとするということで、保育室及び児童の専用または隔離の機能を持つ観察室または安静室を有すること。病児保育専用の調理室を有することということがあっております。

このような施設等については本村のほうには現在ありませんので、人吉市内の医療機関のほうと契約を行って、人吉市内の医療機関で病児病後児保育を実施するものでございます。

利用についても大丈夫ですかね。利用の方法につきましては、まず乳幼児の保護者は病児病後児保育登録・利用申請書を役場のほうに提出をいただいて登録を受けていただくということになります。事業を利用するときは速やかに病児病後児保育事業所ですね、に申請書を提出するということがございます。また利用しなくなったときも速やかに本村のほうに連絡していただくということにしております。

以上でございます。

2番（谷口予志之君） 以上で終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 議案第22号につきまして、1点だけお尋ねしたいと思えます。

ページは32ページでございますが、総務管理費の中に情報関係の使用料、賃借料入っておりますが、この金額じゃないんですが、今学校関係のですね、教育委員会の連絡は何かこのコンピューターでうまくつながってないというふうに聞きましたが、その辺いかがですか。学校の先生方が事務をするのに、つながってないからわざわざここまで出てこなければならぬということを聞いたんですが、その辺いかがですか。

議長（松本佳久君） 教育委員会、教育課長、嶋原教育課長。

教育課長（嶋原美津子君） ただいまのご質問ですけれども、財務のシステムがつながっていないということで、実際今のところ学校の事務の先生が役場のほうに来て

いただいてやっていただいております。つながっていないことは事実でございます。よろしいでしょうか。

議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

総務課長（蕨野昭憲君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

村内の小中学校、今ご指摘のとおり、現在役場のほうの機器を使ってですね、事務をしてもらっていただいております。しかしながら、今回の当初予算のほうで、この情報系総合行政ネットワーク使用料という項目がございますが、951万円、この中に62万8,000円程度この利用料ということで計上させていただいております。26年度につきましては学校のほうで、学校の機器のほうで事務をしていただくということでしております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） そういうのがやっぱり一番大事だと思いますので、学校の先生方に負担になるとですね、ただでも忙しい人達ですから、その辺は支援してやるべきかなというふうに思います。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第17、議案第22号、平成26年度山江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第18 議案第23号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第18、議案第23号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第18議案第23号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第19 議案第24号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第24号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第19、議案第24号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第20 議案第25号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第25号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。4番、岩山正義議員。

4番（岩山正義君） それでは、議案第25号につきまして1点だけ教えていただきたいと思います。質問いたします。

ページは7ページ、8ページに、目でクリーンセンター管理費がそれぞれ5ヶ所分ですかね、味園、秋丸、寺の下、山江東部、万江クリーンセンターの5ヶ所分の役務費の中に浄化槽法定検査料としてそれぞれ金額は少ないですけど、計上してあります。これは浄化槽法による毎年1回の検査だと思いたしますが、万江クリーンセンターの管理費の中の役務の方ですね、これはほかのセンターより若干安いですが、名目があって、水質検査料となっておりますが、これは何か槽の容積等で名前が変わるだけで中身は一緒ということですね、ちょっとお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の件についてお答えいたします。山江村は議員が申しましたように、5地区のクリーンセンターでそれぞれの処理をし

ているところでございます。これは対象人口によって違うわけですが、万江地区クリーンセンターは500人槽ということで、処理人口が違います。ということで、内容的には浄化槽の点検ですが、説明の中にですね、水質検査料のところに入っております、実際は500人以下ということで浄化槽の法定点検料はこれに含まれているということでございます。

水質検査料の中に法定検査料ということで含まれているということで、処理人口でちょっとわかりにくいかと思いましたが、水質検査料に入っているということでございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） わかりました。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第20、議案第25号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第21 議案第26号 平成26年度山江村特別会計介護保険事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第26号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第21、議案第26号、平成26年度山

江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 2 2 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 2、議案第 2 7 号、平成 2 6 年度山江村特別会  
計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 2、議案第 2 7 号、平成 2 6 年度山  
江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定しまし  
た。

- - - - -

日程第 2 3 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 3、議案第 2 8 号、平成 2 6 年度山江村特別会  
計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 3、議案第 2 8 号、平成 2 6 年度山  
江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しまし  
た。

- - - - -

日程第 2 4 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算  
議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 4、議案第 2 9 号、平成 2 6 年度山江村特別会  
計工業用地等造成事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。 3  
番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 議案29号につきまして質問したいと思います。

この特別会計の予算なのですが、金額的にもこのような予算をですね、ずっと計上していくのかですね、将来の持っていく方について、今何かお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

議長（松本佳久君） 村長。

村長（横谷 巡君） 今議員がご指摘いただくように、本当に少額の予算で、特別会計として提案すべきことかなということも十分に考えてますので、このことについてはご提案いただくことを受けとめて、ちょっと検討させていただければというように思います。

3番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第24、議案第29号、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第25 要望第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

議長（松本佳久君） 次に、日程第25、要望第1号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第25、要望第1号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書については、採択することに決定しました。

-----

日程第 2 6 議員派遣の件

議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 6、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第 1 2 6 条の規定により、議案のとおり、議員派遣をしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

-----

日程第 2 7 閉会中の継続調査申出書

議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 7、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、経済建設常任委員長から会議規則第 7 4 条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出があります。

よって、委員長の申し出のとおり継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りします。会議規則第 4 4 条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----

議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。平成26年第1回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

-----  
閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員